

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成25年4月1日
(第41期) 至 平成26年3月31日

ぴあ株式会社

東京都渋谷区東一丁目2番20号

(E03379)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	10
5. 従業員の状況	11
第2 事業の状況	12
1. 業績等の概要	12
2. 生産、受注及び販売の状況	14
3. 対処すべき課題	15
4. 事業等のリスク	26
5. 経営上の重要な契約等	28
6. 研究開発活動	28
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	28
第3 設備の状況	30
1. 設備投資等の概要	30
2. 主要な設備の状況	30
3. 設備の新設、除却等の計画	31
第4 提出会社の状況	32
1. 株式等の状況	32
(1) 株式の総数等	32
(2) 新株予約権等の状況	32
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	34
(4) ライププランの内容	34
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	35
(6) 所有者別状況	35
(7) 大株主の状況	35
(8) 議決権の状況	36
(9) ストックオプション制度の内容	37
2. 自己株式の取得等の状況	38
3. 配当政策	39
4. 株価の推移	39
5. 役員の状況	40
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	44
第5 経理の状況	50
1. 連結財務諸表等	51
(1) 連結財務諸表	51
(2) その他	84
2. 財務諸表等	85
(1) 財務諸表	85
(2) 主な資産及び負債の内容	97
(3) その他	97
第6 提出会社の株式事務の概要	98
第7 提出会社の参考情報	99
1. 提出会社の親会社等の情報	99
2. その他の参考情報	99
第二部 提出会社の保証会社等の情報	100

[監査報告書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月16日
【事業年度】	第41期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
【会社名】	ぴあ株式会社
【英訳名】	PIA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢内 廣
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東一丁目2番20号
【電話番号】	03（5774）5292
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート統括本部長 長島 靖弘
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東一丁目2番20号
【電話番号】	03（5774）5292
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート統括本部長 長島 靖弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (千円)	95,987,870	92,664,776	101,947,078	111,950,399	128,138,637
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△642,687	30,824	93,231	350,238	899,153
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△920,629	92,409	87,579	382,622	813,151
包括利益 (千円)	—	88,793	92,357	390,234	823,746
純資産額 (千円)	3,811,568	3,900,350	3,992,708	4,340,723	5,014,404
総資産額 (千円)	21,733,162	22,974,547	33,389,511	36,484,746	35,204,856
1株当たり純資産額 (円)	268.09	274.40	280.84	305.43	352.83
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△76.28	6.56	6.22	27.19	57.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	57.72
自己資本比率 (%)	17.4	16.8	11.8	11.8	14.1
自己資本利益率 (%)	△33.2	2.4	2.2	9.3	17.6
株価収益率 (倍)	—	126.2	138.8	57.8	32.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,974,620	4,636,896	6,214,535	3,892,321	△1,280,258
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△523,062	△593,863	△370,520	△444,140	△595,509
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,038,522	61,647	516,146	△324,015	△814,604
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	5,392,448	9,496,751	15,857,043	18,983,045	16,292,855
従業員数 (人)	234	242	252	246	260
(ほか、平均臨時雇用者数)	(560)	(485)	(457)	(465)	(484)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第37期、第38期、第39期及び第40期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
売上高 (千円)	95,321,285	91,660,453	101,077,877	111,123,230	127,240,479
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△768,751	11,713	88,216	325,158	883,584
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△1,063,126	87,153	79,596	371,293	815,670
資本金 (千円)	5,939,158	4,239,158	4,239,158	4,239,158	4,239,158
発行済株式総数 (株)	14,092,913	14,092,913	14,092,913	14,092,913	14,092,913
純資産額 (千円)	4,187,214	4,271,287	4,354,126	4,686,255	5,440,136
総資産額 (千円)	22,845,120	23,047,268	33,552,306	36,609,899	34,974,117
1株当たり純資産額 (円)	297.59	303.56	309.45	333.06	386.41
1株当たり配当額 (円)	—	—	3.0	5.0	10.0
(うち1株当たり中間配当額)	—	—	—	—	—
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△88.09	6.19	5.66	26.39	57.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	57.90
自己資本比率 (%)	18.3	18.5	13.0	12.8	15.5
自己資本利益率 (%)	△32.6	2.1	1.8	8.2	16.1
株価収益率 (倍)	—	133.8	152.7	59.6	32.1
配当性向 (%)	—	—	53.0	18.9	17.3
従業員数 (人)	220	211	217	217	231
(ほか、平均臨時雇用者数)	(538)	(467)	(444)	(450)	(471)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第37期、第38期、第39期及び第40期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第39期の1株当たり配当額3円は創業40周年の記念配当であります。

2【沿革】

当社の創業は、当社代表取締役である矢内廣が大学在学中の昭和47年（1972年）7月に、当時のアルバイト仲間とともに、月刊情報誌「ぴあ」を創刊したことに始まりました。その創刊メンバーを中心に、昭和49年（1974年）12月、当社が設立されました。その後昭和54年（1979年）9月には情報誌「ぴあ」を月刊から隔週刊に変更し、出版社として成長してまいりました。しかし、昭和50年（1975年）頃から英国のビデオテックス（通信回線を活用した文字放送）をはじめとする「ニューメディア」がマスコミの脚光を浴びはじめました。このため雑誌というプリントメディアは新しいメディアに駆逐されるのではないかとの危機感を抱いた当社は、当時実験を開始した日本版ビデオテックス「CAPTAIN」に積極的に参加しながら、プリントメディアの将来性についての検証を行いました。この結果プリントメディアの存続価値を再確認すると同時に、当社は出版社ではなく情報伝達を生業とする会社であると自己規定し直し、以後データベースの整備を強化してまいりました。

この実績をベースとして、昭和59年（1984年）4月に日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）との共同開発によるコンピュータ・オンライン・ネットワークによるエンタテインメント・チケット販売サービス事業「チケットぴあ」をスタートさせました。この「チケットぴあ」の事業化により、当社は情報伝達分野において事業を展開する企業として広く一般に認知されることとなりました。また、「チケットぴあ」スタートと共に開始した会員制度についても漸次サービス強化を図ってまいりました。

出版事業とチケット事業の推進とともに、一方では昭和56年（1981年）以降、事業を通じて蓄積された膨大な量のデータベースをもとに、ユーザーのニーズに応じて情報を編集・加工し、配信・販売するという、情報サービス他事業を当社の3本目の柱として育ててまいりました。さらに、デジタルネットワーク社会の到来を見据え、インターネット上でのチケット販売やデジタルコンテンツ販売等にも力を注いでまいりました。

顧客層は若年層から中高年層まで幅広く、事業対象領域についても、芸術・文化ジャンル情報から、スポーツ・レジャー・飲食等の生活領域情報まで、また地域展開も首都圏から関西、中部、九州、北海道等、全国に拡大しています。

当社では、主力事業であるチケットサービスの拡充や関連商品・サービスの企画開発の推進を目指すとともに、早期の財務基盤の盤石化を目指した資本増強に向けて、平成21年（2009年）12月にセブン&アイグループとの業務・資本提携を実施いたしました。以降は「セブンイレブン」を通じたチケット販売、各種タイアップメディアの発行など、エンタテインメント関連サービスでの協業を推進しております。

また、平成23年（2011年）7月には39年に渡り発行してまいりました情報誌「ぴあ」を休刊いたしましたが、同年12月には映画情報に特化した電子書籍型の「ぴあ<plus>」をスタートさせるなど、時代の特性に合わせインターネットを中心としたメディアへのシフトを推進しております。尚、平成24年（2012年）には3ヶ年の中期事業計画を策定し、既存事業の盤石化を図るとともに、外部の企業・サービスとの連携・アライアンスを推進し、更なるインターネットへのシフトを進めています。平成25年（2013年）5月にはKDDI株式会社と業務提携を行い、両者共同でスマートフォン向けのエンタテインメントサイトを開設する他、ライブイベント等を継続的に実施するなどエンタテインメントを軸に様々な取り組みを展開しています。

当社グループは、21世紀のデジタルネットワーク社会において、ITを活用し、レジャー・エンタテインメント領域を楽しむために必要な情報・サービスを提供し、心の豊かさをサポートする「感動のライフライン」の構築をビジョンとして掲げております。

昭和47年7月 情報誌月刊「ぴあ」創刊。

昭和49年12月 東京都千代田区猿樂町において資本金5百万円で「ぴあ株式会社」を設立。
出版業を開始。

昭和51年10月 出版取次会社と取引開始。

昭和54年9月 情報誌「ぴあ」が月刊から隔週刊へ変更。

昭和58年4月 東京都千代田区麴町に本社移転。

昭和59年4月 コンピュータによるチケット販売サービス「チケットぴあ」及び「ぴあカード」会員制度開始。

昭和60年6月 関西地域の情報誌「ぴあ関西版」を創刊。

昭和61年4月 大阪府大阪市北区に大阪支社（現・関西支社）を新設。
関西地域での出版業及びチケット販売業を本格開始。

昭和62年4月 日本チケット・ヴァン・サービス株式会社を設立。

昭和62年12月 テレビ情報誌「TVぴあ」創刊。

昭和63年7月 愛知県名古屋市中区にチケットぴあ名古屋株式会社を設立（現・関連会社）。

昭和63年8月 愛知県名古屋市中区に名古屋支局（現・中部支局）を開設。
中部地域での出版業及びチケット販売業を本格開始。

昭和63年9月 中部地域の情報誌「ぴあ中部版」創刊。

平成元年3月 本社内屋内にぴあコンピュータシステム株式会社を設立。

平成元年4月 本社内屋内に株式会社ぴあ会計事務所を設立。

平成2年2月 福岡県福岡市中央区にチケットぴあ九州株式会社を設立（現・連結子会社）及び九州営業所を開設。
九州地域でのチケット販売業を本格開始。

平成2年11月 情報誌「ぴあ」関東版が隔週刊から週刊へ変更。

平成3年11月 株式会社丸井と業務提携、「丸井チケットぴあ」サービス開始。

平成5年5月 音声応答チケット販売予約「Pコード」予約開始。

平成7年5月 本社を東京都千代田区三番町に移転。

平成8年12月 「第18回オリンピック冬季大会長野1998」のオフィシャルサプライヤーに決定。

平成9年4月 株式会社ぴあ会計事務所をぴあデジタルマップ株式会社に変更。

平成9年10月 インターネット上にホームページ「@ぴあ」開設。

平成10年9月 株式会社ファミリーマートと業務提携し、「チケットぴあ」販売ネットワーク拡大。

平成11年4月 本社内屋内にぴあデジタルコミュニケーションズ株式会社を設立（現・連結子会社）。

平成11年8月 テレビ情報誌「TVぴあ」五版化（関東版、関西版、東海版、北海道・青森版、福岡・山口版）。

平成11年10月 東京都千代田区にぴあシティ・ネット株式会社（平成13年11月20日、株式会社シティ・ネットに変更）を設立。

平成11年12月 チケット販売専用サイト「@チケットぴあ」開設。

平成12年2月 ぴあコンピュータシステム株式会社を株式会社グルメぴあに変更。

平成12年4月 北海道札幌市中央区に北海道営業所を開設。
北海道地域でのチケット販売業を本格開始。

平成12年5月 「2002FIFAワールドカップ」の国内第一次販売におけるチケット管理業務をJAWOCより受託。

平成12年6月 株式会社エヌ・ティ・ティドコモの「iモード」でのチケット販売サービス「iモードチケットぴあ」のサービス拡充、本格展開開始。

平成13年3月 「スポーツ振興くじ」の本格販売開始。当社は販売ネットワーク、店舗開拓等運営面で協力。

平成13年10月 株式会社セブンイレブン・ジャパンと業務提携し、首都圏「チケットぴあ」販売ネットワークが拡大。

平成14年1月 東京証券取引所市場第二部に株式を上場。

平成14年4月 広島県広島市に広島事務所（現中四国営業所）を開設。

平成14年5月 ぴあシティ・ネット株式会社の第三者割当増資を引受け連結子会社となる。

平成14年6月 株式会社サンクスアンドアソシエイツと業務提携し、「チケットぴあ」販売ネットワーク更に拡大。

平成14年8月 電子チケット事業のサービスインフラ会社ぴあデジタルライフライン株式会社設立。

平成14年10月 日本チケット・ヴァン・サービス株式会社をぴあ総合研究所株式会社に商号変更（現・連結子会社）。

平成15年2月 全国セブン-イレブン店舗でチケット販売スタート。

平成15年5月 東京証券取引所市場第一部に指定替え。

平成15年6月 宮城県仙台市に仙台事務所（現東北営業所）を開設。

平成15年10月 電子チケット事業商用化開始。

平成17年3月 ぴあデジタルコミュニケーションズ株式会社とぴあデジタルライフライン株式会社が合併。

平成17年6月 ぴあデジタルマップ株式会社をけっこんぴあ株式会社に商号変更（現・連結子会社）。

ぴあシティ・ネット株式会社の全株式を日本みらいキャピタル株式会社に譲渡。

ぴあインターナショナル株式会社を設立（現・連結子会社）。

平成17年7月 株式会社グルメぴあをぴあモバイル株式会社に商号変更（現・連結子会社）。

平成17年8月 PIA ASIA PACIFIC CO., LIMITED を設立（現・連結子会社）。

平成17年10月 株式会社サークルKサンクスの全店舗にてチケット販売を開始。

平成18年3月 株式会社ナノ・メディアとの共同出資による株式会社NANOぴあを設立。

平成18年4月 株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの業務提携を解消。

平成19年5月 買収防衛策を導入。

平成20年6月 凸版印刷株式会社、株式会社経営共創基盤への第三者割当増資を実施。

平成20年11月 情報誌「ぴあ」（首都圏版）を完全レコメンド型の“ススめる！ぴあ”にモデルチェンジ。

平成21年2月 持分法適用会社である株式会社NANOぴあ全株式を事業構造改革の一環として同社に譲渡。

平成21年3月 FULL GOAL COMPANY LIMITED（現・PIA Entertainment(H.K.)CO., LIMITED）（持分法適用会社）とフランチャイズ契約を締結。

平成21年12月 株式会社セブン&アイ・ホールディングスとの業務・資本提携契約を締結。

平成22年4月 連結子会社けっこんぴあ株式会社を受け皿に任意団体「東京音協」を法人化。

平成22年5月 株式会社ファミリーマートとの業務提携を解消。

平成22年6月 全国セブン-イレブン店舗にてチケット販売を再開。

情報誌「ぴあ」中部版を休刊。

平成22年10月 情報誌「ぴあ」関西版を休刊。

平成23年1月 東京都渋谷区東に本社移転。

平成23年7月 情報誌「ぴあ」首都圏版を休刊。

平成24年2月 公益社団法人日本プロサッカーリーグと「Jリーグオフィシャルチケットティングパートナー」契約を締結。

平成24年7月 第30回オリンピック競技大会(2012/ロンドン)にて「JOCオフィシャルチケットティングマネジメント」として日本国内のチケット販売総代理業務を実施。

平成24年8月 株式会社リンクステーションとチケットビジネス領域における包括的業務提携に合意。

株式会社セブン・セブン・ハーツとチケットビジネス領域における資本・業務提携に基本合意。

平成25年5月 KDDI株式会社と業務提携を実施。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社と子会社6社及び関連会社4社により構成されており、音楽・スポーツ・演劇・映画・各種イベント等のチケット販売、レジャー・エンタテインメント領域におけるムック・書籍の刊行及びウェブサイトの運営、コンサートやイベントの企画・制作・運営などを主たる業務としています。

(1) 当社グループの事業概要

① チケット販売

当社の興行チケット予約販売システム「チケットぴあ」は、昭和59年（1984年）にスタートした日本初のコンピュータオンラインネットワークによるチケット販売システムです。当システムでは、音楽、演劇、スポーツ、映画及びレジャー等様々なレジャー・エンタテインメントのチケットが、年間で延べ約140,000公演分登録され、総発券枚数は約6,600万枚（平成26年3月期）にのぼる、日本最大級の取扱規模となっています。

チケット販売ネットワークは、平成26年3月31日現在、全国約20,000カ所（セブンイレブン、サークルKサックス及び「チケットぴあ」店舗を含む）を有しております。さらに、コールセンターにて予約受付を行うほか、インターネットでは24時間販売を行い、ユーザーの利便性向上に努めています。

当社は、規模を問わない約30,000社にのぼる興行主催者と取引を行うとともに、大手興行主催者や、Jリーグ、プロ野球、ラグビーやバスケットボールなどのスポーツ団体等に「チケットぴあ」システムを提供し、チケット業務をトータルにサポートしています。

また、これまでのチケット販売によって蓄積されたノウハウを活用した票券管理業務も行っています。国際イベントへの協力も多く、平成10年（1998年）開催の長野オリンピックでは、チケットマネジメントのカテゴリーにおけるオフィシャルサプライヤーとしてチケット販売管理業務を受託しました。平成14年5月開催のサッカー「2002 F I F Aワールドカップ」においても、「2002 F I F Aワールドカップ日本組織委員会」よりチケット販売管理業務を受託し、チケットセンターの電話問い合わせ対応、申し込みガイドの製作、抽選処理、入金管理、チケット販売に関するコンサルティングなどで協力しました。また、ホール、スタジアム等の様々なイベント施設に対して、施設の運営に必要なチケット管理システムの提供、関連業務サポート、興行の紹介等も含めた総合的なサービスを提供しています。これらのサービス及びシステムは平成26年3月31日現在、新国立劇場や梅田芸術劇場、サントリーホール、日産スタジアム等、全国で20ヶ所を超える施設で採用され、稼動しています。

昨今では、WEB APIを利用し、各種ポータルサイトにチケットぴあのチケット情報や販売機能等を提供しています。この他にも、主要なクレジットカード会社と提携し「チケットぴあ」の端末を導入しています。クレジットカード会社はそれぞれの会員向けに「チケットぴあ」システムを使用してチケット販売を行っています。加えて、「アフター5クラブ」という企業内の福利厚生活動をサポートする法人会員組織を運営し、加盟している大手企業向けに、「チケットぴあ」によるチケット販売を行っています。

これらのチケット販売を支えるプロモーション・メディアとしては、「チケットぴあ」をはじめとするウェブサイトやモバイルサイト、スマートフォンサイト、法人会員「アフター5クラブ」向け会報誌「アフター5クラブマガジン」等の自社メディア（株式会社東京音協との共同発行）をはじめ、提携コンビニエンスが発行するフリーペーパー、提携クレジットカード会社が発行する会報誌があり、さらに新聞、ラジオ及びテレビ等マスメディアと提携して実施する興行告知および興行主催者が行う興行広告などもあり、「チケットぴあ」の販売展開をサポートしています。

② 会員サービス

当社は、「チケットぴあ」の開始と同時に会員制度もスタートさせました。会員にはクレジット機能を持つ「ぴあカード」を発行し、4,104円（税込み）の年会費により様々なサービスを提供しています。一般販売に先駆けてチケット販売を行うチケット先行予約、会員だけが利用できる専用電話番号、独自の通信販売や映画館、劇場、遊園地等アミューズメント施設の料金割引などのサービスにより、会員数は平成26年3月31日現在約21万人となっており、その会費収入は当社グループの安定した収益源のひとつとなっています。さらに、「チケットぴあ」のウェブサイト上での様々なサービスが受けられる会員組織「ぴあ会員」（会員数平成26年3月31日現在約1,510万人）も運営し、インターネット上でのチケット販売や、会員限定の抽選チケット販売等のサービスを提供しています。

また、「チケットぴあ」システムと「ぴあカード」のノウハウを活用し、劇団四季「四季の会」や新国立劇場友の会「クラブ・ジ・アトレ」、サントリーホール「サントリーホール・メンバーズ・クラブ」をはじめとした他社の会員管理業務を代行するビジネスも展開しています。

③ t o t o 業務

平成11年12月、スポーツ振興政策の財源確保の手段として導入されたスポーツ振興くじ（t o t o）の販売・払戻し等の運営管理業務を目的として、日本スポーツ振興くじ株式会社が設立されました。当社は、専門業務を行う中核8社のひとつとして、会員組織の運営管理業務、店舗における販売促進のためのプロモーション活動及び販売店教育を担当してきました。

また、同社は平成17年12月より t o t o くじの発売元である独立行政法人日本スポーツ振興センターに業務を承継しており、当社も同時期より同社に替わって独立行政法人日本スポーツ振興センターより委託を受けてチケット販売店舗において t o t o の販売業務を行っています。

④ 出版

当社グループは、レジャー・エンタテインメント領域においてイベントやキャラクターと連動する等、話題の情報を満載したムックス（別冊）等を刊行しています。こうした出版物は、チケット事業とのシナジーを高めています。更には、リスクを抑えた受託型出版物である「月刊スカパー！」や、「セブン－イレブン」で配布するフリーペーパー「7（セブン）ぴあ」、「サークルKサンクス」では「ぴあClip!」など、従来の出版業界構造とは異なる新しい出版形態を開発し収益構造の安定化に注力しています。

また、デジタルネットワーク社会の浸透に伴い、エンタテインメント情報を紙メディアだけではなく、web、携帯電話、スマートフォン、放送等の様々なメディアを用いたクロスメディア型事業も推進しています。

主な出版物は、以下の通りです。

（ムックス）	季節限定ぴあ、グルメシリーズ、ファミリーシリーズ、エリア特化型シリーズ等
（書籍）	定期刊行誌連載企画のスピアウト型書籍、書き下ろし書籍、写真集等
（受託型 ・有料情報型出版物）	月刊スカパー！ 7ぴあ（セブン－イレブン限定フリーペーパー）、 ぴあClip!（サークルKサンクス限定フリーペーパー）等

⑤ 情報サービス

自社のレジャー・エンタテインメント情報を、ウェブサイトやネットワークメディアを通じて提供するとともに、各種ゲーム等のモバイルコンテンツサービスを展開しています。

⑥ グループ企業との関係

当社グループのレジャー・エンタテインメント関連事業は、首都圏・関西・中部・九州・北海道をはじめ、全国に広がっています。全国各地の興行主催者から当社が直接チケットを仕入れ、販売を行っていますが、中部地区においては、地元の有力な興行主催者をはじめとした、地元有力企業と合弁で設立した「チケットぴあ名古屋株式会社」を通してチケットの仕入れを行っています。九州地区においても同様に、地元有力企業と合弁で設立した「チケットぴあ九州株式会社」を通じてチケットの仕入れを行っています。

また、企業の福利厚生サービスを強化すべく「株式会社東京音協」を通じて興行主催、レクリエーション、イベント開催などを行っています。「ぴあデジタルコミュニケーションズ株式会社」では、メディアコンサルティングサービス並びに各種ゲーム等のモバイルコンテンツ事業を営んでいます。

(2) CSR活動

当社グループは創業時より、「感動のライフラインの構築」「若い才能を応援する」という当社グループの企業理念に基づいた、CSR活動を積極的に展開しております。これらの活動は企業の社会的役割を全うするとともに、市場の活性化と「ぴあ」ブランドの強化に貢献しています。

① ぴあフィルムフェスティバル（PFF）

PFFは、1977年12月東映大泉撮影所で開催された、映画、演劇、音楽の総合イベント「ぴあ展」での「自主製作映画展」からスタートしました。以降、自主製作映画を対象とした日本初の本格的なコンペティションをメインプログラムとした映画祭として、また、映画の新しい才能の発掘と育成を目指す活動として、毎年開催しており、当期で35回目を迎えました。PFF出身で活躍している映画監督は100名を超え、PFFは映画界における数少ないプロへの登竜門として日本映画界活性化へ貢献しています。第32回より公益財団法人ユニジャパンとの共同主催となり、産学共同で推進する映画祭として社会的価値を高めています。

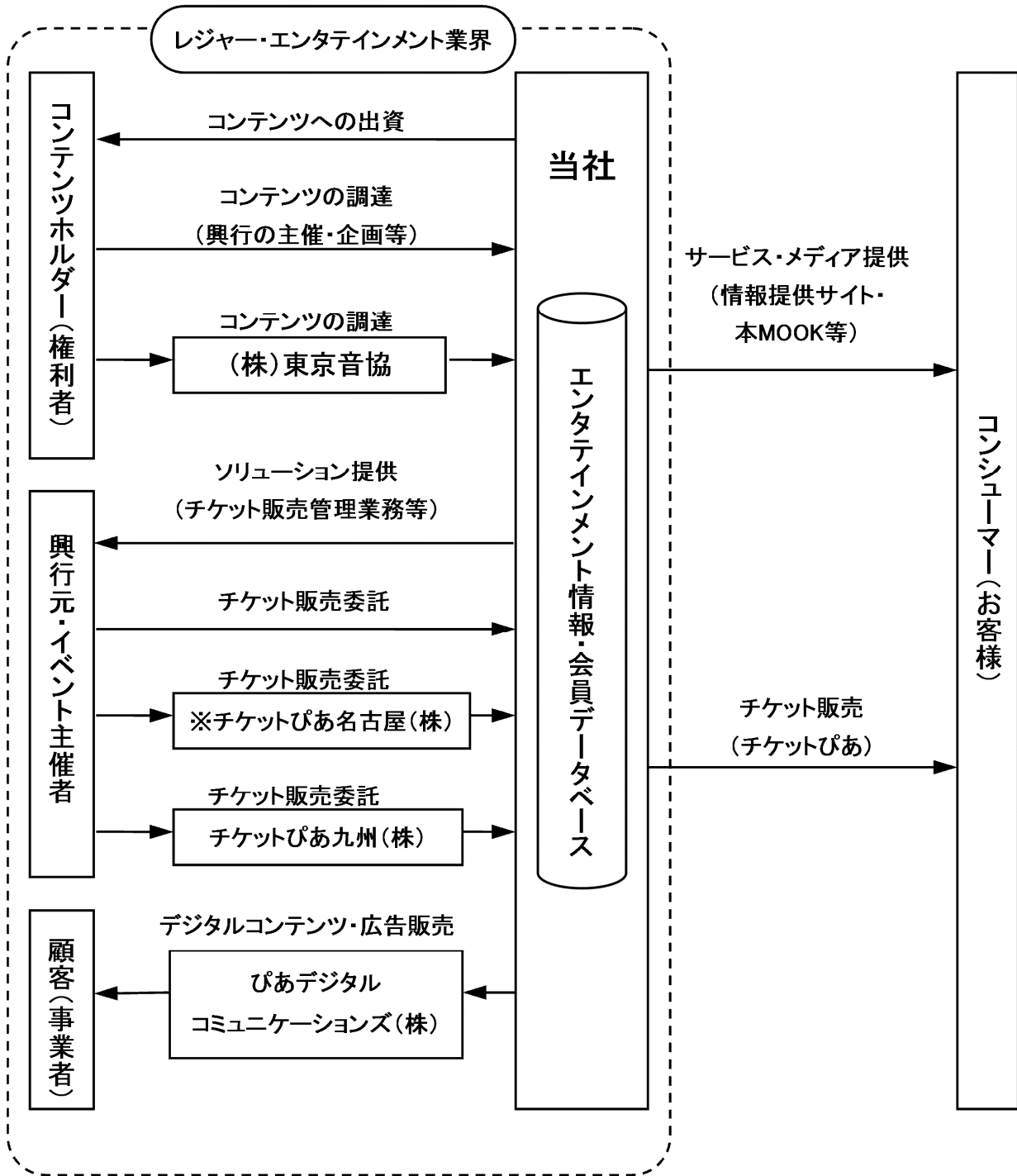
PFFアワードは「ぴあフィルムフェスティバル」のコンペティション部門であり、全国から応募された毎回600本にも及ぶ作品の中から入選作品を一般公開し、最終日にはグランプリほか各賞を発表します。

PFFスカラシップは、1984年からスタートした映画の製作援助システムで、PFFアワード受賞者が次回作の企画を提出し、その中から「将来最も期待するフィルムメーカー」を選んで制作費を援助するものです。

② チームスマイル活動

2011年3月に発生した東日本大震災直後に、社内の有志からの呼びかけにより震災復興のボランティア活動「チームスマイル」を発足し、チャリティコンサートやイベントの開催、義援金チケットの販売などエンタテインメントを通じた様々な活動を行ってまいりました。2012年10月には、エンタテインメント業界をはじめ各界の方々からの賛同を受け、同活動は一般社団法人化され、当社も積極的に支援しています。

当社グループの系統図について図示すると次の通りであります。



無印 連結子会社 —————> 事業・サービスの流れ

※ 関連会社で持分法適用会社

(注) 上記4社の他に連結子会社として、「ぴあ総合研究所(株)」、「ぴあモバイル(株)」及び「PIA ASIA PACIFIC CO., LIMITED」があります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ぴあデジタルコミュニケーションズ㈱ (注) 2	東京都渋谷区	100 百万円	レジャー・エンタテインメント関連事業	100.0	当社のデジタル情報の販売、企画及びサイトの運営管理。 役員の兼任あり。
ぴあ総合研究所㈱	東京都渋谷区	10 百万円	レジャー・エンタテインメント関連事業	100.0	市場調査研究（特にレジャー・エンタテインメント分野）の提供。 役員の兼任あり。
ぴあモバイル㈱	東京都渋谷区	60 百万円	レジャー・エンタテインメント関連事業	100.0	当社のインターネットの運営管理。 役員の兼任あり。
チケットぴあ九州㈱	福岡市中央区	30 百万円	レジャー・エンタテインメント関連事業	83.3	興行チケットの九州地域での仕入れ。 役員の兼任あり。
㈱東京音協	東京都渋谷区	30 百万円	レジャー・エンタテインメント関連事業	63.3	企業の福利厚生向けチケット販売。 役員の兼任あり。
PIA ASIA PACIFIC CO., LIMITED (注) 2	中国香港	48,019,598 HK \$	レジャー・エンタテインメント関連事業	94.5	中国エリアにおけるチケット及び出版事業会社へのコンサルティング。 役員の兼任あり。
(持分法適用関連会社) チケットぴあ名古屋㈱	名古屋市東区	100 百万円	レジャー・エンタテインメント関連事業	25.0	興行チケットの中部地域での仕入れ。 役員の兼任あり。
(その他の関係会社) ㈱セブン&アイ・ホールディングス (注) 3, 4	東京都千代田区	50,000 百万円	純粋持株会社	被所有 20.0 (10.0)	役員の兼任あり。

(注) 1. 主要な事業内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 「ぴあデジタルコミュニケーションズ㈱」及び「PIA ASIA PACIFIC CO., LIMITED」は、特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

4. 有価証券報告書を提出しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
レジャー・エンタテインメント関連事業	216 (469)
全社（共通）	44 (15)
合計	260 (484)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として、記載されている従業員数は報告セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与（円）
231 (471)	40.4歳	13年11ヶ月	7,026,991

セグメントの名称	従業員数（人）
レジャー・エンタテインメント関連事業	192 (457)
全社（共通）	39 (14)
合計	231 (471)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として、記載されている従業員数は報告セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社には、労働組合はありません。また労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和などにより、企業収益の改善、個人消費の増加等、景気は緩やかな回復基調で推移し、国内レジャー・エンタテインメント市場におきましても、引き続き底堅く推移しました。

このような状況下、前期に策定しました中期事業計画の2年目である当連結会計年度における当社グループの連結業績は、インターネットでのチケット販売が好調に推移する等、当初計画を大幅に上回るかたちで過去最高の売上を記録し、利益も大幅に伸張しました。

特にチケット販売サービスにおいては、大型興行を中心に音楽・演劇・スポーツ・レジャーなど様々なジャンルで年間を通じて好調に推移しました。中でも、当社も出資参画した昨年11月のポール・マッカートニーや今年3月のザ・ローリング・ストーンズの来日公演の成功は、当社の収益拡大に貢献しております。

また、「チケットぴあ」でのインターネット販売が、2011年に開設したスマートフォン専用サイトの利用率の高まりとともに伸長しており、同サービスを利用する際にご登録いただいている「ぴあ会員」が今年3月に1,500万人を突破しました。昨年8月には「チケットぴあ」Webサイトでの購入金額に応じてポイントが貯まり、様々なジャンルのイベントチケット等とお引き替えいただける「ぴあポイント」サービスを開始するなど、会員の皆様に対し、より質の高いサービスを提供するとともに、利便性の向上に努めております。

加えて、昨年5月に業務提携契約を締結したKDD I 株式会社とは、「auスマートパス」会員向けのチケット先行販売を実施する他、スマートフォン向けエンタテインメントサイト「uP!!!」の開設や音楽・映画の各種イベント開催など両社による取り組みが拡大しております。

以上の結果、当社グループの当期の業績は、連結売上高1,281億38百万円(対前年同期比114.5%)、営業利益8億99百万円(対前年同期比5億18百万円良化)、経常利益8億99百万円(対前年同期比5億48百万円良化)、当期純利益8億13百万円(対前年同期比4億30百万円良化)と大幅な増収増益となりました。

売上に貢献した主なイベントや商品は次のとおりであります。

<イベント>

「東方神起」、「SUPER JUNIOR」

「Animelo Summer Live 2013」

「ももいろクローバーZ」

「a-nation」、「AAA」

「KARA」、「Perfume」

「オーヴォ」

「松任谷由実」、「ポルノグラフィティ」

「浜崎あゆみ」

「ポール・マッカートニー」※当社出資興行

「ウォーキング・ウィズ・ダイナソー」※当社出資興行

「ザ・ローリング・ストーンズ」※当社出資興行

<商品>

「夏ぴあ」「秋ぴあ」「冬ぴあ」「春ぴあ」(首都圏版/関西版/東海版)

「花火ぴあ」(首都圏版/関西版)

「食本」シリーズ(池袋、銀座・有楽町、六本木等)

「氷室京介ぴあ」、「軍師・官兵衛ぴあ」

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローでの12億80百万円の減少、投資活動によるキャッシュ・フローでの5億95百万円の減少及び財務活動によるキャッシュ・フローでの8億14百万円の減少により、前連結会計年度末と比べ26億90百万円減少し、当連結会計年度末には、162億92百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は、12億80百万円（前連結会計年度は38億92百万円の収入）となりました。この主要因は、税金等調整前当期純利益が7億25百万円、減価償却費が5億19百万円、売上債権の増加が9億50百万円、仕入債務の減少が21億69百万円であったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は、5億95百万円（前連結会計年度は4億44百万円の支出）となりました。この主要因は、無形固定資産の取得による支出が5億44百万円、有形固定資産の取得による支出が32百万円であったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は、8億14百万円（前連結会計年度は3億24百万円の支出）となりました。この主要因は、金融機関への借入金の返済による支出が7億25百万円であったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、レジャー・エンタテインメント関連事業の単一セグメントであります。

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	前年同期比 (%)
レジャー・エンタテインメント関連事業 (千円)	3,445,582	110.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	前年同期比 (%)
レジャー・エンタテインメント関連事業 (千円)	106,012,463	114.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社グループは、見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

(4) 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	前年同期比 (%)
レジャー・エンタテインメント関連事業 (千円)	128,138,637	114.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1)当社グループでは、中期事業計画の最終年度となります次連結会計年度におきましては、引き続き「再建モードから成長モードへのシフト」をビジョンに掲げ、中長期的成長への対応を進めつつ、連単安定黒字基盤の確立に向け、役員・社員一丸となって経営努力を積み重ねて参ります。

すでに2012年5月に発表しております中期事業計画の概要は以下の通りであります。

①インターネットの更なる活用

レジャー・エンタテインメント領域の情報流通とトランザクションがインターネット上にリンク、或いはシフトしていく中で、ぴあのブランド・サービス・プラットフォーム・メディアをインターネット上で磨き上げ、「エンタテインメントといえば“ぴあ”」という時代を創ります。

②経営資源の選択と集中

レジャー・エンタテインメント領域への経営資源配分をより戦略化し、効率化することで、展開中の大小様々な事業・サービスの競争力強化を推進します。また、これを目的に、従来2つに分かれていた事業セグメントを変更・統合いたします。

③アライアンス戦略の推進

外部の企業・外部のサービスとの連携・アライアンスをこれまで以上に推進し、成長速度を加速します。

上記の事業展開を積み重ねることによって、次のような経営成績の実現を目指しております。

<連結ベース>

(単位：百万円)

	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画
売上高	100,000	110,000	120,000
営業利益	200	600	1,000
経常利益	170	600	1,000
当期利益	150	500	900
営業CF	3,000	4,000	5,000

	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 予想
売上高	111,950	128,138	118,000
営業利益	380	899	1,100
経常利益	350	899	1,100
当期利益	382	813	1,000
営業CF	3,892	▲1,280	

(2)株式会社の支配に関する基本方針について

① 本基本方針の内容

当社の企業価値の源泉は、①' 当社の運営するECサイト、プロモーション・メディア及び流通プラットフォームを通して、コンシューマー（お客様）・コンテンツホルダー（権利者）・興行主催者の三方面に対してより付加価値のあるサービス、及びソリューションを提供するというビジネスモデルの確立と不断の楽しさあふれる商品・サービス提供、②' エンタテインメント業界における広範囲な企業連携及び人的ネットワークの構築、③' 各種レジャー・エンタテインメント情報をユーザーの目線で編集、企画、広告等を行うことができるノウハウ等の蓄積、④' 企業理念（「ひとりひとりが生き生きと」）をベースとしたPIA IDENTITY（平成10年策定）に基づく経営革新努力等の相乗効果による「ぴあブランド」の構築とこのようなブランドバリューの最大限の活用にあると認識しております。

当社グループとしましては、このような「ぴあブランド」の更なる強化、進化を通じながら、ぴあの企業理念である「ひとりひとりが生き生きと」が広範に実現する豊かな社会の発展に貢献して参りたいと考えております。しかるところ、今後もし、当社の株式の大量買付等を行う者が現れた場合、これらがその大量買付等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

もちろん、当社は、上場会社である当社の株式は、株主または投資家の皆様に自由に取引されるものであり、特定の者による当社株式の大量買付等に応じるか否かは、当社株主の皆様に十分な情報が提供された上で、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、これが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、株主の皆様が株式の大量買付等の内容等について検討し、取締役会が意見を取りまとめ、必要に応じ代替案を提示し、株主の皆様のために買付者等と交渉するために必要な時間を提供しないもの、経営方針・投下資本の回収方針等の十分な情報を合理的な期間内に提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、または、買付等の条件が当社の本源的価値に鑑み不十分もしくは不適当であるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるもの等があることを否定することはできません。

当社は、このような特定の者による当社株式の大量買付等に伴い、会社の存立、発展が阻害されるおそれが生ずる等、会社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることになるような場合には、その防止のために当該株主を差別的に取り扱うことも、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り許され、そのための最終的には会社の利益の帰属主体である株主の皆様自身の判断において対抗措置を行うことができるほか、当該特定の者が必要な情報や時間を提供しない場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白な濫用的買収を行う場合等、取締役会の判断により相当な対抗措置を講ずることが許容される場合があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付等を行う者に対して、遵守すべき一定の手続があること、また、法令および当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等を防止することとします。具体的には、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入等を株主総会において決議し、当該対応策の内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることとします。

② 本基本方針の実現に資する特別な取組み（以下「企業価値向上等への取組み」といいます。）

この間、当社は当社グループの企業価値、株主共同の利益の向上に向けた各種取組みを進めております。即ち、上場以来、ぴあファンの方々に当社株主になって頂くことを念頭に、個人株主の形成に向けた様々な施策（株主優待の充実、株主懇談会等）に取組み、高い個人株主比率を実現しております。

そうした中で、業績面では、中期的な事業成長と収益性向上による中長期的な企業価値向上に邁進するべく、平成24年度からの新たな中期事業計画（3カ年）を策定し、これまでの再生モードから未来志向の成長モードへのシフトを展開しており、平成24年度（平成25年3月期）及び平成25年度（平成26年3月期）においては、連続して過去最高の売上高での増収増益を達成するなど着実に計画を進捗させております。

③ 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）

イ. 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、本基本方針に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大量買付等がなされることを防止するためのものです。

平成26年3月31日現在、当社役員の所有株式数合計の議決権比率（以下「議決権比率」といいます。）は24.6%であります。また、今後恒常的に発生するシステム投資や中長期的な事業領域の拡大に結びつく新規成長事業への投資等に伴う資金調達的手段として、または自己資本の充実のため、資本市場における資金調達もひとつの選択肢として考えられ、これを実施する場合には当社役員の議決権比率がさらに低下する可能性もあります。その他、今後他社と業務資本提携を行う等の事由で株主構成が変化する可能性も否定はできませんし、役員の異動等によって議決権比率が低下する可能性もあり、また、当社は上場会社であることから、大株主が各々の事情に基づき株式の譲渡その他の処分をすることによって、現在の安定的な株主構成を維持できない事態も起こり得るものと考えております。

こうした事情を鑑み、当社は、当社株式に対する大量買付等により企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するためには、本基本方針に定められた通り、特定の者による株式の大量買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様が委ねられるべきものと考えております。そして、株主の皆様がこの判断を適切に行うためには、買付者等から必要な情報の提供を受けること、取締役会から必要な情報や代替案の提示を受けること、および、これらのために必要な時間を確保することが必要不可欠であり、これらの情報を収集し、株主の皆様へ伝達するのは、株主の皆様への負託を受けて会社経営の任にあたる取締役会の責務であると考えております。にもかかわらず、買付者等が必要な情報を合理的な期間内に提供しない場合、または、これらのために必要な時間、もしくは当社取締役会が株主の皆様のために買付者等と交渉するために必要な時間を確保しない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護の観点から、取締役会は原則として速やかに対抗措置の発動を行う必要があると考えております。また、買付者

等が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収を行う場合にも、同様であると考えております。さらに、買付等の条件が当社の本源的価値に鑑み不十分もしくは不適当なものである場合等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある場合には、対抗措置の発動を行うか否かの判断は、企業価値及び株主共同の利益を図るべく経営の任にあたる取締役会の責務を踏まえつつも、最終的には株主の皆様にご委ねることが適切であると考えております。そして、これらの過程において、取締役会が万が一にも恣意的に行動することがないように、それを防ぐための措置を講ずることも必要であります。

このような観点から、本プランにおいては、中立かつ独立の立場から勧告を行う独立委員会を設置し、当社取締役会がその勧告を最大限尊重する形で手続を進めることとします。

ロ、本プランの内容

本プランの内容は以下の通りであります。

(a) 本プランの概要

下記(b)(i)に定める買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、①'買付者等が当社取締役会および独立委員会に対し当該買付等に関する必要かつ十分な情報を独立委員会が定める合理的期間内に提供し、②'独立委員会のための一定の検討期間が経過し、かつ③'当社取締役会が対抗措置の発動の是非について決議を行うまで（当社取締役会が対抗措置の発動の是非について株主の皆様のご意思を問う株主総会を招集した場合には、株主総会が対抗措置の発動の是非について決議を行うまで）は、買付等を開始し、または進めることが許されないものとします。

(i) 買付者等に対する情報等の提供の請求

下記(b)(i)に定める買付等が行われる場合、当社は買付者等に対し事前に書面で買付等の目的および条件等の情報を合理的期間内に提出していただくことを求めます。

(ii) 独立委員会への諮問

当社取締役会は、独立委員会に対し上記情報を提供し、対抗措置の発動の是非等について諮問します。

(iii) 独立委員会の検討および勧告

独立委員会が必要と認める場合、買付者等に対し合理的期間内に追加情報の提供を求め、また取締役会に対しても合理的期間内に適宜必要と認める情報、資料等の提示を求めることができます。独立委員会は、原則として当社取締役会および独立委員会に対する買付説明書（下記(b)(ii)で定義され、買付説明書に関する補足説明または追加提出された買付説明書等を含みます。以下同じ。）の提出が合理的期間内に完了した日から所定の期間内に当社取締役会に対し、勧告内容を書面にて提出します。

(iv) 取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、当該買付者等が本プランに定める手続を遵守していないと認めた場合は、対抗措置の発動を決議することができ、また、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす濫用的買付等（下記(b)(v)で定義されます。）に該当すると認めた場合にも、対抗措置の発動を決議することができます。また、独立委員会が当該買付等は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると勧告した場合、当社取締役会は原則として株主総会を招集して対抗措置の発動を付議し、対抗措置の発動につき株主総会の決議を経ることにより、対抗措置の発動の具体的内容を決議することができるものとします。

(v) 対抗措置

対抗措置は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、買付等に対し当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上を図る上で、必要かつ相当な措置（株式の発行、自己株式の処分もしくは株式無償割当てまたは新株予約権の発行もしくは新株予約権無償割当て等）の中からその時点で当社取締役会が最も適切であると判断したものを選択し、当社取締役会または株主総会で決議されるものとします。

(b) 買付等の開始から対抗措置の発動または不発動の決議までの手続

(i) 買付等

本プランが定める手続は、当社取締役会の同意を得ないで行われる買付等のうち下記のいずれかに該当するもの（以下「買付等」といいます。）に適用されます。

①' 当社が発行者である株券等（※1）（以下「当社株券等」といいます。）について、保有者（※2）およびその共同保有者等（※3）の株券等保有割合（※4）が20%以上となる買付等（※5）

②' 当社株券等について、公開買付（※6）を行う者の株券等の株券等所有割合（※7）およびその特別関係者等（※8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

（※1）金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等（①' の場合）もしくは同法第27条の2第1項に定義される株券等（②' の場合）またはその双方（その他の場合）をいいます。

（※2）金融商品取引法第27条の23第1項の保有者および同条第3項によって保有者に含まれる者をいいます。

（※3）金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者および同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者ならびに保有者または共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した関係にある者をいいます。

（※4）金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合（ただし、重複する保有株券等の数については控除するものとします。）をいいます。

（※5）①' において金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。

（※6）金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいいます。

（※7）金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合（ただし、重複する所有株券等の数については控除するものとします。）をいいます。

（※8）金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者および公開買付けを行う者またはその特別関係者との間で公開買付けを行う者・特別関係者間の関係と類似した関係にある者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項に定める者を除きます。

(ii) 買付者等に対する情報等の提供の請求

買付者等は、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対し、①買付者等の概要（名称、住所、設立準拠法、代表者の役職および氏名、会社等の目的および事業内容、大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要、ならびに国内連絡先）、②買付者等が現に保有する当社株券等の数および意向表明書提出前60日間における買付者等の当社株券等の取引状況、ならびに③提案する買付等の概要（買付者等が買付等により取得を予定する当社株券等の種類および数、ならびに買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、買付等の後の当社株券等の第三者への譲渡等、重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に規定される重要提案行為等をいいます。）その他の目的がある場合には、その旨およびその内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）を明示し、本プランに定める手続を遵守する旨を記載した当社所定の書式による「意向表明書」を日本語にて提出していただきます。

当社取締役会は、買付者等から意向表明書を受領した後10営業日以内に、株主の皆様の判断および当社取締役会ならびに独立委員会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを合理的な回答期限（ただし、原則として60日間を超えないものとします。）を設けて買付者等に交付します。その後、買付者等には当社取締役会に対し、本必要情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を回答期限内に日本語にて提出していただきます。本必要情報の具体的内容は買付者等の属性、買付等の目的および内容により異なりますが、概ね下記①'ないし⑩'の情報を含みます。

当社取締役会は、買付説明書の情報等が株主の皆様の判断または当社取締役会もしくは独立委員会の意見形成のために十分でないと認めた場合には、買付者等に対し、合理的な回答期限を設けて、当社取締役会が相当と認める方法で、買付説明書の補足説明または追加資料等の提出を求めることができます。なお、当社取締役会は、提出された買付説明書を評価検討し、当社取締役会としての意見を公表することができるものとし、さらに必要に応じて買付者等と買付等に関する条件改善等について交渉し、当社取締役会として株主の皆様および独立委員会に対し代替案を提示することができるものとします。

①' 買付者等および買付等に関して買付者等と意思の連絡のある者（特別関係者等、共同保有者等、（当該買付者等とは別に存在する場合は）振替口座簿上の株主および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験および他の買付者等との具体的関係等に関する情報を含みます。）

②' 買付等の目的（意向表明書に記載していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、買付等の対価の種類および価額、買付等の時期、それに関連する取引の仕組みおよび買付等の方法の適法性ならびに買付等の実現可能性に関する情報を含みます。）

③' 買付等の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の詳細を含みます。）

④' 買付等のための資金の調達方法（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、当該資金に関して買付者等の有する当社株券等その他資産等への担保権設定の状況および予定ならびに調達に関連する取引の内容等を含みます。）

⑤' 買付者等が既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

⑥' 買付者等が買付等において取得を予定する当社株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、合意の相手方および合意の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容

⑦' 買付等の後の当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策、配当政策、資産運用計画（売却等を予定される場合はその内容等を含みます。）、投下資本の回収方針およびそれらを具体的に実現するための施策

⑧' 買付者等の事業と当社および当社企業集団の営む事業との統合および連携等に関する事項ならびに買付者等と当社ないし当社のほかの株主との利益相反を回避するための具体的施策

⑨' 買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

⑩' 買付等の後の当社および当社企業集団の中長期的に持続的かつ継続的な企業価値向上のための施策およびそれにより中長期的に企業価値が向上される根拠

⑪' その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要であると認める事項

(iii) 独立委員会への諮問

当社は、取締役会の諮問機関として、買付者等および買付等に係る評価および対抗措置の発動または不発動の勧告等を取締役会へ行う独立委員会を設置します。独立委員会は当社経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者等）の中から当社の取締役会が選任した3名以上の委員で構成されます。なお、本プランにおいては独立委員会委員に佐久間昇二氏、平野英治氏、江原伸好氏および宮原守男氏の4氏にご就任いただいております。

当社取締役会は、買付者等から買付説明書の提出を受けたときは、これを遅滞なく独立委員会に提供し、当該買付者等による買付等に対する対抗措置の発動の是非その他当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保および向上に関する事項について諮問します。ただし、当社取締役会が相当と判断したときは、買付説明書の提出を受けるより前に、独立委員会に対し諮問することができるものとします。

(iv) 独立委員会の評価手続

独立委員会は、買付説明書の内容が十分でないと認めたときは、直接または当社取締役会を通じて買付者等に対し、合理的な回答期限（ただし、原則として60日間を超えないものとします。）を設けて、独立委員会が相当と認める方法で買付説明書の補足説明または追加資料等を求めることができます。また、独立委員会は、必要に応じて当社取締役会に対しても、合理的な回答期限（ただし、原則として60日間を超えないものとします。）を設けて、独立委員会が相当と認める方法で、当該買付等および買付説明書に対する意見、当社取締役会の決定している事業施策等ならびにそれらの正確性および正当性を基礎づける資料の提出を求めることができます。また、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。また、独立委員会は、相当と認めるときは、取締役会または買付者等と協議・交渉することができます。

(v) 独立委員会の勧告

独立委員会は買付説明書の提出が完了した後、最長60日間（以下「独立委員会検討期間」といいます。ただし、必要な範囲で延長・再延長ができるものとし、延長・再延長する場合には、その旨、延長・再延長の期間および延長・再延長の理由の概要を開示するものとします。）以内に勧告の内容を書面にて作成し、これを当社取締役会に提出します。

独立委員会は、当該買付者等が本プランに定める手続を遵守していないと認めた場合、下記①'ないし⑤'に該当する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買付等（以下「濫用的買付等」といいます。）であると認めた場合、または下記⑥'ないし⑨'に該当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合において対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、「対抗措置を発動することを勧告する」旨（以下「発動勧告」といいます。）、またこれらに該当しないと認めた場合には、「対抗措置を発動しないことを勧告する」旨の勧告（以下「不発動勧告」といいます。）を行うこととします。また、独立委員会は、発動勧告または不発動勧告のいずれも行わず、株主総会の招集等が相当と認める旨の勧告を行うことができます。

さらに、独立委員会は、当社取締役会が対抗措置の発動または不発動の決定をした後であっても、当該決定の前提となる事実関係に変動が生じた場合等においては、改めて不発動勧告または発動勧告を行うことができます。

当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重するものとします。

- ①' 当社の株券等を買占め、当該株券等につき当社またはその関係者等に対して高値で買取りを要求することを目的とする場合
- ②' 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に当該買付者等またはその関係者等の利益を実現する経営を行うことを目的とする場合
- ③' 当社の資産等を当該買付者等またはその関係者等の債務の担保または弁済原資として流用することを予定する場合
- ④' 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当を行わせ、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等を高値で売り抜けることを目的とする場合
- ⑤' 強圧的二段階買付（最初の買付等で当社株券等全部の買付等を勧誘することなく、二段階目の買付・取引条件を不利に設定し、または二段階目の買付・取引条件を明確にしないで公開買付等による株券等の買付等を行うことをいいます。）その他当社株券等の保有者にその売却を事実上強要するおそれのある場合
- ⑥' 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社の顧客・ユーザー、従業員、労働組合、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付等である場合

⑦' 買付者等による買付等の後の経営方針、事業計画、投下資本の回収方針等の内容が不十分または不相当であること等のため、「びあブランド」の維持またはサービスインフラ事業としての公共的性格もしくは顧客・ユーザーの利益に重大な支障をきたすおそれのある場合

⑧' 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の顧客・ユーザー、従業員、取引先等との関係または当社の「びあブランド」の価値を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

⑨' 買付者等が公序良俗の観点から支配株主として不適切であると判断される場合

(vi) 取締役会による決議

①' 手続を遵守しない買付者等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が当該買付者等は本プランの定める手続を遵守していないと認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。

②' 濫用的買付等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が当該買付等は上記(v)①' ないし⑤' に相当する等、濫用的買付等に該当すると認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、原則として株主総会の決議を経ることなく、対抗措置の発動を決議することができます。また、当社取締役会は、かかる場合であっても、当該買付等の内容、対抗措置を発動するか否かの判断が必要となる状況等を勘案した上で、当社取締役会が相当と認めるときは株主総会の決議を経た上で、対抗措置の発動を決議することができます。さらに、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対して対抗措置の発動を決議することができるものとします。

③' 企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が上記(v)⑥' ないし⑨' に相当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて発動勧告をしたときは、原則として株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。

④' 対抗措置の不発動の決議

当社取締役会は、必要があると認めたときは、買付者等に対し対抗措置を発動しないことを決議することができます。当社取締役会は、独立委員会が不発動勧告をしたときは、当該勧告を最大限尊重します。なお、当社取締役会は、対抗措置の不発動を決定した後であっても、当該決定の前提となった事実関係に変動が生じ、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると判断される場合等には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動することを決定することがあります。

⑤' 取締役会による決議を行うまでの期間

当社取締役会は、独立委員会が発動勧告をしたとき、不発動勧告をしたときまたは株主総会の招集等が相当と認める勧告をしたときのいずれの場合においても、独立委員会からの勧告を書面で受領後10営業日以内に、対抗措置を発動する旨、対抗措置を発動しない旨、または株主総会を招集する旨を決議しなければならないものとします。

(vii) 対抗措置発動後の中止、停止または変更

当社取締役会は、本プランに従い対抗措置を発動することを決定した後であっても、①買付者等が当該買付等を中止した場合や、②対抗措置を発動する旨の決定の前提となった事実関係に変動が生じ、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがないと判断される場合には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動の中止、停止または変更を決定することがあります。対抗措置として、新株予約権無償割当てをする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、上記事情が生じ、当社取締役会が対抗措置の発動の中止または停止を決定した場合には、新株予約権の効力発生日の前日までの間は新株予約権の無償割当てを中止または停止し、新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始日の前日までの間は当社が無償で新株予約権を取得すること等ができるものとします。

(viii) 情報の公表

当社取締役会は、法令および証券取引所規則等に従い適時開示を行うほか、下記①' ないし⑥' に掲げる情報を公表します。

①' 買付者等からの意向表明書、買付説明書の提出があったこと、および買付説明書の提出が完了したことを各々提出が完了された後、遅滞なく公表します。

②' 買付説明書の内容および当社取締役会が独立委員会に提出した意見ならびに事業施策等のうち、独立委員会が相当と認めた情報を独立委員会が決定した公表時期に公表します。

③' 独立委員会の勧告のうち、独立委員会が相当と認めた情報を当社取締役会が勧告に係る書面を受領後、遅滞なく公表します。

④' 独立委員会検討期間の延長・再延長に係る決定（その理由および内容の要旨を含みます。）について、各々独立委員会が決定後、遅滞なく公表します。

⑤' 対抗措置の発動もしくは不発動、または発動後の中止、停止もしくは変更について、取締役会が決定した後、遅滞なく公表します。

⑥' 対抗措置の発動について、株主総会を招集するときは、その旨、株主総会の期日、場所および議題ならびに議案の要旨を当社取締役会決議後、遅滞なく公表します。

(ix) 株主総会

当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動を勧告したときであっても、当該買付等に対し対抗措置を発動するか否かについて、当社株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を招集することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対して対抗措置の発動を決議することができるものとします。このほか、株主総会の招集は、買付等の内容、対抗措置を発動するか否かの判断が必要となる状況などを勘案した上で、当社取締役会が株主の皆様の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合に行うものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が当該買付等は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて発動勧告したときは、当該買付等に対し対抗措置を発動するか否かについて、当社株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を招集することができるものとします。なお、上記いずれの場合においても、当社取締役会は株主総会を招集する旨の決議後、次期定時株主総会に諮ることが適当であると判断される場合等を除き、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催するものとします。

(c) 新株予約権の無償割当ての主な内容

当社は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上を図るため、買付等に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当て等、必要かつ相当な措置の中からその時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択し、当社取締役会または株主総会で決議するものとします。

対抗措置として新株予約権無償割当て（以下「本新株予約権無償割当て」といい、本新株予約権無償割当てにより割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）を実施する場合の主な内容は以下のとおりです。

(i) 本新株予約権の割当対象となる株主

当社取締役会が、本新株予約権無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(ii) 本新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(iii) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(iv) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は1円以上で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(v) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(vi) 本新株予約権の行使条件

次の①' から⑥' に規定する者（以下「特定買付者等」と総称します。）および／または当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める者は、原則として本新株予約権を行使できません。

①' 特定大量保有者（※9）

②' 特定大量保有者の共同保有者等

③' 特定大量買付者 (※10)

④' 特定大量買付者の特別関係者等

⑤' 上記①' ないし④' に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者

⑥' 上記①' ないし⑤' 記載の者の関連者 (※11)

(※9) 当社株券等の保有者で、当社株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

(※10) 公開買付けによって当社株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者等の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

(※11) ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(vii) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(viii) 当社による本新株予約権の取得

当社は、いつでも特定買付者等以外の株主が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき（別途調整がない限り）当社普通株式1株を交付することができます。その他当社が本新株予約権を取得できる場合およびその条件については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるところによるものとします。

(d) その他

上記(b)ないし(c)に定めるほか、本新株予約権無償割当てに必要な事項、独立委員会規程、その他本プランの具体的な運用に必要な事項等については、別途当社取締役会が定めるものとします。また、法令の新設または改廃により、上記(b)ないし(c)に定める条項ないし用語の定義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記(b)ないし(c)に定める条項ないし用語の定義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(e) 本プランの継続、有効期間、廃止および変更

本プランは、平成25年6月22日開催の定時株主総会にて、株主の皆様のご承認をいただいております。その時点において継続されております。

本プランの有効期間は、当該定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設もしくは改廃が行われ、または重要な司法判断が示され、当該新設、改廃または判断を反映するのが適切である場合、形式的な修正を行うのが適切である場合、株主総会決議の趣旨の範囲内で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更することがあります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および（変更の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報の公表を速やかに行います。

(f) 本プランが株主および投資家の皆様等へ与える影響

本プランは、当社株主および投資家の皆様当社株式の大量買付等に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、または代替案を提示するために必要な時間を確保するものです。また、買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合、濫用的買付等であると認められる場合、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益確保のため当社株主総会または当社取締役会において対抗措置の発動を行えるようにするものです。本プランにより、当社株主および投資家の皆様当社株式の大量買付等の是非を適切に判断されることが可能となり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記3.(2)ロ(b)に記載した通り、買付者等が本プランに定める手続を遵守するか否かにより買付等に対する当社の対応が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、当社からの適時開示や買付者等の動向にご注意ください。

(i) 本プラン継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては新株予約権無償割当て等の対抗措置は実施されませんので、当社株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(ii) 対抗措置の発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合や、手続を遵守した場合であっても本プランに定める濫用的買付等であると認められる場合や当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益確保を目的として、必要かつ相当な措置の中からその時点で当社取締役会が最も適切であると判断した対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組み上、当社株主および投資家の皆様（特定買付者等を除きます。）が法的権利および経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、本プラン、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により株式を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払い込みをしていただく必要がある場合があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として株主の皆様当社株式を交付することがあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てをすることになった際に、法令等に基づき別途お知らせします。

なお、当社取締役会が新株予約権無償割当ての中止または割り当てられた新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

一方、買付者等については、本プランに定める手続を遵守しない場合や、手続を遵守した場合であっても本プランに定める濫用的買付等と認められる場合や当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利および経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの開示は、買付者等が本プランの定める内容に違反することがないように予め注意を喚起するものであります。

④ 企業価値向上等への取組みおよび本プランが本基本方針に沿うものであること

企業価値向上等への取組みは、中期事業計画の推進等により当社の企業価値・株主共同の利益を向上させることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為が行われることを未然に防止しようとするものであり、本基本方針に沿うものであると判断しております。

また、本プランは、当社株券等の買付者等が買付等に関する必要かつ十分な情報を株主の皆様、当社取締役会、独立委員会に事前に提供すること、および当社取締役会または当社株主総会が対抗措置の発動の是非について決議した後にのみ当該買付等を開始することを求め、これを遵守しない買付者等に対して当社独立委員会の勧告に基づき当社取締役会または株主総会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、本プランに定める手続が遵守されている場合であっても、独立委員会が買付者等の買付等が本プランに定める濫用的買付等であると認め、または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて対抗措置の発動を勧告し、当社取締役会または株主総会が決議した場合には、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するために新株予約権無償割当て等の対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであると判断しております。

⑤ 企業価値向上等への取組みおよび本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

企業価値向上等への取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。

また、本プランも、以下の理由により、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足するとともに、経済産業省の企業価値研究会の平成20年6月30日付「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえたものです。

ロ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもつものであること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あ

るいは当社取締役会が意見を取りまとめ、代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもつものです。

ハ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において承認可決されることにより継続されます。また、上記3. (2)ロ(e)に記載した通り、本プランは有効期間を2年間とするいわゆるサンセット条項が付されています。また、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会または株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることとなります。以上の意味において、本プランの消長および内容は、当社株主総会の意思に基づくこととなっております。

⑥ 企業価値向上等への取組みおよび本プランが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

企業価値向上等への取組みは、中期3カ年経営計画の推進等により、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的とするものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

また、本プランも、以下の理由により、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

イ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランにおいて、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しています。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様にご開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

ロ. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記③ロ. (b) (vi)に記載した通り、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

ハ. 第三者専門家の意見の取得

上記③ロ. (b) (iv)に記載した通り、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

ニ. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記③ロ. (e)に記載した通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社株券等の大量買付者等が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1. 有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

(1) 業績の変動（上期及び下期の偏重を含む）について

当社グループの最近3年間における上期及び下期の業績（経常利益）は、以下の通り推移しております。

当社はこれまで下期に業績が偏重する傾向がありましたが、当期は改善され、平準化しております。但し、イベント開催の時期等により今後も同傾向が継続するとは限りません。

	平成24年3月期		平成25年3月期		平成26年3月期	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
売上高 (百万円)	47,938	54,009	52,923	59,026	64,120	64,018
構成比 (%)	47.0	53.0	47.3	52.7	50.0	50.0
経常利益 (百万円)	△118	211	△335	685	540	358
構成比 (%)	—	—	—	—	60.1	39.9

(2) キャッシュ・フローの状況の変動について

当社グループのキャッシュ・フローは、当連結会計年度末において、現金及び現金同等物の残高は162億92百万円となっており、前連結会計年度末に比べ26億90百万円減少となりました。これは、営業活動によるキャッシュ・フローでの12億80百万円の減少及び固定資産の取得5億77百万円その他、金融機関への借入金返済7億25百万円等を実行した結果であります。

今後とも、資金の効率的な配分を行うとともに、財務基盤強化を検討し、来期以降もキャッシュ・フローの改善を目指して参りますが、資本市場及び銀行業界を取巻く環境変化によっては、資金調達条件等に影響を与える可能性があります。

(3) 特有の取引慣行に基づく取引について

委託販売制度について

当社グループは、出版業界の慣行に従い、当社が取次及び書店に配本した出版物については、配本後、約定期間（委託期間）内に限り、返品を受け入れることを販売条件とする委託販売制度を採用しております。

当社グループは、当委託販売制度を採用していることから、出版物の返品による損失に備えるため、会計上必要と判断される額の返品調整引当金を計上しておりますが、返品率の変動により、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(4) 当社グループのシステムについて

情報通信システムのトラブルについて

当社グループは、コンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故などによって通信ネットワークが切断された場合には、当社の営業は事実上不可能になります。またアクセス増など一時的な負荷の増加によって当社グループのサーバーへのアクセスが困難になったり、システムが停止する可能性があります。更には、外部からの不正な手段によるコンピュータ内への侵入などの犯罪等によって、当社グループのサイトが書き換えられたり、重要なデータを消去又は不正に入手されたりするおそれもあります。これらの障害が発生しないように現状万全な対応及び体制を敷いておりますが、仮に発生した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 個人情報の管理について

当社グループは、平成17年4月1日の「個人情報保護に関する法律」施行を踏まえ、既にグループ内において「個人情報取扱ガイドライン」により個人情報の取り扱い管理の向上を図っておりますが、平成18年4月のCSR推進部設置に併せ、セキュリティをより強化するため、ネットワークからの不正アクセス防止対策の強化並びにアクセス権限管理の厳密化等により一層の対策の強化を図っております。

また、CSRへの取り組みとして、CS(カスタマー・サティスファクション)によるお客様へのサービス向上はもとより、緊急事態への対応としてのリスクマネジメントにも現在取り組んでいる最中であり、よりお客様に信頼される企業を目指して鋭意努めております。

上述のように、個人情報の管理も含めCSR全般に取り組んでおり、顧客情報の流出等による問題は発生しておりませんが、今後、顧客情報の流出により問題が発生した場合、当社への損害賠償請求や信用の失墜等により、当社グループの経営成績及び事業展開に影響を受ける可能性があります。

(6) 法的規制等について

再販売価格維持制度について

当社の制作・販売している雑誌等の出版物は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(独占禁止法)第24条の2の規定により、再販売価格維持制度(以下、再販制度)が認められる特定品目に該当適用しております。

当面は制度維持の方向で進むものと思われませんが、公正取引委員会は、再販制度を維持しながら、消費者利益のため現行制度の弾力的運用を業界に求めていく方針を発表しておりますので、当該制度が廃止された場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 大規模災害による影響について

平成23年3月に発生いたしました東日本大震災のような想定を超える大規模災害が発生する場合は、当社グループの事業活動が制限され、業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループが直接被災しない場合であっても、協力企業その他の被災により、間接的に損害を被る場合もあります。

また、災害等の発生によって、電力等の使用制限による社会インフラ能力の低下、個人消費意欲の低下といった副次的な影響により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

該当事項はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センターとの契約

平成17年12月21日付で、当社は、独立行政法人日本スポーツ振興センターとスポーツ振興くじの販売等に係る「販売業務基本契約」（契約期間、平成17年12月21日から平成25年3月31日まで）を締結いたしております。

(2) 凸版印刷株式会社との契約

平成20年5月29日付で、当社は、凸版印刷株式会社とインターネット関連事業の協業に係る業務提携を締結いたしております。

(3) 株式会社セブン&アイ・ホールディングスとの契約

平成21年12月1日付で、当社は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスと業務・資本提携を締結いたしております。

(4) 株式会社サークルKサンクスとの契約

平成22年6月1日付で、当社は、株式会社サークルKサンクスとチケット販売業務委託に係る「業務提携契約」（契約期間、平成22年6月1日から平成25年5月31日まで、以降自動更新）を締結いたしております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収入・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行わなければなりません。このため、繰延税金資産、貸倒引当金、返品調整引当金、投資の減損の見積り及び仮定設定の判断に対して、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき、継続して評価を行っております。

実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社の連結財務諸表の作成において使用される当社の重要な判断と見積りに大きな影響を与えると考えております。

①繰延税金資産

当社グループは、税務上の繰越欠損金や企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。繰延税金資産の回収可能性については、将来の合理的な見積り可能期間内の課税所得の見積り額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジュールの結果に基づき判断しております。

②貸倒引当金

当社グループは、取引先の支払不能時に発生する損失の見積額について、貸倒引当金を計上しております。取引先の財政状態が悪化し、その支払能力が低下した場合、追加引当が必要となる可能性があります。

③返品調整引当金

当社グループは、出版業界の慣行に従い、当社が取次及び書店に配本した出版物については、配本後、約定期間（委託期間）内に限り、返品を受け入れることを販売条件とする委託販売制度を採用しております。

当委託販売制度を採用していることから、出版物の返品による損失に備えるため、会計上必要と判断される額の返品調整引当金を計上しておりますが、返品率が悪化した場合、繰入額の増額が必要となる可能性があります。

④投資の減損

当社グループは、長期的な取引関係の維持のため、特定の取引先に対する少数持分を所有しております。これらの株式には価格変動性が高い公開会社の株式と、株価の決定が困難である非公開会社の株式が含まれます。当社グループは、投資価値の下落が一時的でないかと判断した場合、投資の減損を計上しております。公開会社への株式の投資の場合、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。非公開会社への投資の場合、それらの会社の純資産額が、欠損により50%以上下落した場合に、明らかに回復見込みがある場合を除き、減損を計上しております。

将来の市況悪化または投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失または回収不能が発生した場合には、更に評価損の計上が必要となる可能性があります。

(2) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、352億4百万円（前連結会計年度末は364億84百万円）となり、12億79百万円減少しました。流動資産は327億8百万円（同339億12百万円）となり、12億4百万円の減少、固定資産は24億96百万円（同25億71百万円）となり75百万円の減少となりました。

流動資産減少の主な要因といたしましては、現金及び預金の減少並びに売掛金の増加によるものです。また、固定資産減少の主な要因は、ソフトウェアの減価償却によるものであります。

当連結会計年度末の負債合計は、301億90百万円（前連結会計年度末は321億44百万円）となり19億53百万円減少いたしました。流動負債は291億61百万円（同304億72百万円）となり、13億11百万円減少し、固定負債は10億28百万円（同16億71百万円）と6億42百万円減少いたしました。

流動負債減少の主な要因といたしましては、買掛金が減少したことによるものであります。また、固定負債減少の主な要因は、長期借入金の減少によるものであります。

当連結会計年度末の純資産合計は、50億14百万円（前連結会計年度末は43億40百万円）で6億73百万円増加いたしました。

純資産増加の主な要因は当期純利益によるものであります。

(3) 経営成績

当連結会計年度の業績は、売上高1,281億38百万円（前年度比114.5%）、営業利益8億99百万円（対前年度比5億18百万円増加）、経常利益8億99百万円（対前年度比5億48百万円増加）、当期純利益8億13百万円（対前年度比4億30百万円増加）となりました。

なお、売上及び営業利益の概況につきましては、「第2 事業の状況、1. 業績等の概要」に記載しております。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループのキャッシュ・フローは、当連結会計年度末において、現金及び現金同等物は162億92百万円となっており、前連結会計年度末に比べ26億90百万円減少となりました。この主要因は、営業活動によるキャッシュ・フローでの12億80百万円の減少及び固定資産の取得5億77百万円その他、金融機関への借入金返済7億25百万円等を実行した結果による増加であります。

2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、施設・設備に対する投資は少額であり、主要な投資は、電子チケット販売システムに対するソフト開発であります。

当連結会計年度におきましては、主にチケット販売システム開発及び事務所の設備購入であります。

なお、レジャー・エンタテインメント関連事業と全社（共通）の金額・前年同期比は、次のとおりであります。

また、所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入金によっております。

セグメントの名称	当連結会計年度（千円）	前年同期比（％）
レジャー・エンタテインメント関連事業	586,240	119.3
全社（共通）	79,785	217.5
合計	666,025	126.1

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			ソフトウ エア	ソフトウエ ア仮勘定	工具器具 及び備品	その他 (面積㎡)	合計	
本社 (東京都渋谷区)	レジャー・エ ンタテインメ ント関連事業	電子チケット及 び会員システム 自動組版編集シ ステム	956,840	103,941	27,074	98,988	1,186,844	170 [362]
本社 (東京都渋谷区)	全社（共通）	建物及び器具備 品他	6,433	54,670	104,910	131,154	297,170	39 [15]
保養施設 (栃木県那須町)	全社（共通）	土地建物	-	-	-	15,319 (351 ㎡)	15,319	- [-]

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数の [] は、臨時従業員を外書しております。

3. 上記の他、重要な賃借及びリース設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料及び リース料 (千円)
本社 (東京都渋谷区)	レジャー・エンタテインメント 関連事業	本社事務所及びチケット予約センター (賃借)	327,673
		チケット仕入販売、出版編集、情報デ ータ管理等のOA機器他 (リース)	57,514
関西支社 (大阪市北区)	レジャー・エンタテインメント 関連事業	関西事務所及びチケット予約センター (賃借)	29,619
		チケット仕入販売、出版編集、情報デ ータ管理等のOA機器他 (リース)	14,631
中部支局 (名古屋市東区)	レジャー・エンタテインメント 関連事業	中部事務所 (賃借)	7,962
		チケット仕入販売、出版編集、情報デ ータ管理等のOA機器他 (リース)	13,542
北海道営業所 (札幌市中央区)	レジャー・エンタテインメント 関連事業	北海道事務所 (賃借)	889
		チケット仕入販売管理等のOA機器他 (リース)	357
中四国営業所 (広島市中区)	レジャー・エンタテインメント 関連事業	広島事務所 (賃借)	2,370
		チケット仕入販売管理等のOA機器他 (リース)	1,151
東北営業所 (仙台市青葉区)	レジャー・エンタテインメント 関連事業	東北事務所 (賃借)	1,041
		チケット仕入販売管理等のOA機器他 (リース)	586

(2) 国内子会社

平成26年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (人)
				ソフトウ ェア	ソフトウ ェア仮勘 定	工具器具 及び備品	その他	合計	
びあデジタルコミュ ニケーションズ(株)	本社 (東京都渋谷区)	レジャー・ エンタテイ ンメント関 連事業	経営管理シス テム等	4,480	—	—	72	4,552	2 [—]

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数の [] は、臨時従業員を外書しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,000,000
A種優先株式	3,000,000
B種優先株式	3,000,000
C種優先株式	3,000,000
D種優先株式	3,000,000
計	45,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年6月16日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,092,913	14,092,913	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	14,092,913	14,092,913	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成25年5月13日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,980	4,980
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	498,000	498,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1	1,678	1,678
新株予約権の行使期間	自 平成27年4月1日 至 平成28年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,684 資本組入額 842	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)3	同左

(注) 1 割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、次の計算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「1株当たりの時価」とは、調整後行使価額を適用する日（以下「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替える。

- (3) 適用日は、次に定めるところによる。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めない時は、その効力発生日。）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

上記(2)に従い、調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日。）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降。）、これを適用する。

- (4) 上記(1)、(2)のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を本新株予約権者に通知または公告するものとする。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことが出来ない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

(注) 2 (1) 新株予約権者は、当社が開示した平成27年3月期の決算短信において計算される (i) 株主資本利益率（連結損益計算書に記載された平成27年3月期の当期純利益の額を連結貸借対照表に記載された平成27年3月期の株主資本合計の額で除した値をいう。）が16%以上、かつ、(ii) 平成26年3月期及び平成27年3月期の償却前営業利益（連結損益計算書に記載された営業利益の額に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費の額を加算した額をいう。）の合計額が26億円以上となる場合にのみ、本新株予約権を行使できる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(2) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役または執行役員の任期満了もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。

(4) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「2013年第1回新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

(注) 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収合併、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)をする場合、当社が本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

- (4) 新株予約権の行為に際して出資される財産の価額
上記(注)1に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
上記、(注)2に定めるところと同様とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得の条件
①当社は、行使期間中株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が平成25年5月10日の当社株式終値の50%である839円(本新株予約権の発行後、行使価額の調整が行われる場合には、上記(注)1の(1)及び(2)と同様の条件で調整を行うものとする。)以下となった場合、当該日翌日以降、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。
②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会(存続会社等(会社法第784条第1項に定める「存続会社等」をいい、以下同様とする。))が当社の特別支配会社(会社法第468条第1項に定める「特別支配会社」をいい、以下同様とする。)である場合には当社取締役会)で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会(当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案の場合で、存続会社などが当社の特別支配会社である場合には当社取締役会)で承認された場合、本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成21年12月18日 (注) 1	2,798	14,092	1,463,772	5,939,158	1,463,772	3,999,915
平成22年7月29日 (注) 2	—	14,092	△1,700,000	4,239,158	△3,999,915	—

(注) 1. 第三者割当増資の実施に伴う新株式発行

発行株数 2,798,800株 発行価格 1,046円 資本組入額 1,463,772,400円

主な割当先 株式会社セブン&アイ・ホールディングス、株式会社セブン&アイ・ネットメディア及び
株式会社セブン-イレブン・ジャパン(注) 2. 平成22年7月29日を効力発生日とする資本の減少により資本金が1,700,000千円減少し、同日資本準備金が
3,999,915千円減少しております。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	18	18	114	48	15	25,767	25,980	—
所有株式数 (単元)	—	4,707	561	61,143	1,322	19	73,139	140,891	3,813
所有株式数の 割合 (%)	—	3.34	0.39	43.39	0.94	0.01	51.91	100	—

(注) 自己株式22,490株は、「個人その他」に224単元、「単元未満株式の状況」に90株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
矢内廣	東京都港区	2,900	20.58
株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	東京都千代田区二番町8番地8	1,409	10.00
凸版印刷株式会社	東京都台東区台東1丁目5番1号	1,087	7.72
株式会社セブン&アイ・ ネットメディア	東京都千代田区二番町8番地8	704	5.00
株式会社セブン-イレブン・ ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	704	5.00
KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号	649	4.61
斎藤廣一	東京都港区	506	3.59
株式会社経営共創基盤	東京都千代田区神田練堀町3	481	3.42
林和男	東京都渋谷区	450	3.20
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	374	2.66
計	—	9,269	65.78

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 22,400	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式14,066,700	140,667	—
単元未満株式	普通株式 3,813	—	—
発行済株式総数	14,092,913	—	—
総株主の議決権	—	140,667	—

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ぴあ株式会社	東京都渋谷区東一丁目2番20号	22,400	—	22,400	0.15
計	—	22,400	—	22,400	0.15

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成25年5月13日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役、執行役員、及び従業員に対して新株予約権を発行することを平成25年5月13日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成25年5月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役、執行役員及び従業員 47名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
当事業年度における取得自己株式	9	13
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	22,490	—	22,490	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業拡大と財務体質強化のため、必要な内部留保を確保しつつ、株主の期待に沿えるよう安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当社は、昨年、びあグループの「株主還元方針」を以下のとおり新たに定めております。

中長期の事業及び投資環境等の経営状況を鑑みた上で「配当政策」「自己株式の取得」「株式優待」の3つを軸に展開し、これら3つの総還元性向（還元前の当期純利益に対する割合）は30%を目安とします。

「配当」は、連結での配当性向（当期純利益に対する割合）20%程度を目安とします。

「自己株式の取得」は、株主価値の向上・資本効率の向上などを目的とします。

「株主優待」は、当社事業へのご理解と長期保有の株主様の増加を図ることを目的とします。

当期の配当につきましては、上記の方針及び通期の業績が当初予想を上回って増収増益を達成したことに基づき、1株当たり10円（前期実績1株当たり5円）の普通配当を実施させていただくことといたしました。

当社は、「取締役会決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成26年5月12日 取締役会決議	140	10

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	1,346	1,205	912	1,800	1,923
最低(円)	951	617	695	820	1,300

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	1,762	1,788	1,750	1,922	1,912	1,919
最低(円)	1,631	1,680	1,692	1,760	1,769	1,800

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		矢内 廣	昭和25年 1月7日生	昭和49年12月 びあ株式会社設立、同代表取締役社長就任 平成15年 6月 当社代表取締役会長兼社長就任 平成18年 6月 当社代表取締役社長就任 平成22年 4月 当社代表取締役社長兼CEO就任 平成26年 4月 当社代表取締役社長（現任） 主要な兼職 びあデジタルコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 チケットびあ九州株式会社 代表取締役会長 チケットびあ名古屋株式会社 代表取締役会長	(注)4	2,900
取締役		白井 衛	昭和30年 9月17日生	昭和54年 7月 ヤマハ発動機株式会社退社 昭和54年 7月 当社入社 平成10年 6月 当社取締役就任 平成14年 5月 当社常務取締役就任 平成17年 5月 当社取締役就任 平成22年 4月 当社取締役開発局長 平成23年 6月 当社取締役就任 平成25年 4月 当社取締役社長補佐兼東アジア事業開発担当（現任） 主要な兼職 株式会社東京音協 代表取締役社長	(注)4	15
取締役	事業統括本部長	木本 敬巳	昭和35年12月8日生	昭和62年 6月 当社入社 平成18年 4月 当社執行役員電子チケット事業本部長 平成20年 7月 当社上級執行役員ライブ・エンタテインメント本部長 平成22年 4月 当社上級執行役員ライブ・エンタテインメント局長 平成23年 6月 当社取締役エンタテインメント事業本部副本部長兼ライブ・クリエイティブ局長 平成24年 4月 当社取締役事業統括本部副本部長兼ライブ&メディア事業本部長 平成25年 4月 当社取締役事業統括本部副本部長 平成26年 1月 当社取締役事業統括本部長（現任）	(注)4	1
取締役	コーポレート統括本部長兼開発プロジェクト担当	長島 靖弘	昭和32年7月21日生	平成 2年10月 株式会社リクルート入社 平成13年12月 当社入社 執行役員IT統括本部長 平成18年 7月 当社上級執行役員システム局長 平成21年 4月 当社上級執行役員チケット流通ディビジョン長 平成22年 4月 当社上級執行役員経営企画室長兼コーポレート局長 平成23年 6月 当社上級執行役員システム局長 平成24年 4月 当社上級執行役員ソリューション開発局長兼システム局長 平成25年 4月 当社上級執行役員ファンマーケティング局担当兼システム局担当兼主計局担当 平成25年 6月 当社取締役就任 平成26年 4月 当社取締役コーポレート統括本部長兼開発プロジェクト担当（現任）	(注)4	1
取締役	事業統括本部長補佐兼CSR推進室長	村上 元春	昭和40年4月13日生	昭和63年 4月 当社入社 平成20年 7月 当社執行役員 ライブ・エンタテインメント本部副本部長 平成24年 6月 当社上級執行役員 ライブ・エンタテインメント統括局長 平成26年 4月 当社上級執行役員事業統括本部長補佐兼CSR推進室長（現任） 平成26年 6月 当社取締役就任（現任）	(注)4	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		夏野 剛	昭和40年3月17日生	平成 8年 6月 株式会社ハイパーネット取締役副社長 平成13年 7月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ i モード企画部長 平成17年 6月 同社執行役員マルチメディアサービス部長 平成20年 5月 慶應義塾大学政策メディア研究科特別招聘教授 (現任) 平成20年 6月 当社取締役就任 セガサミーホールディングス株式会社社外取締役 (現任) トランスコスモス株式会社社外取締役 (現任) 平成20年12月 株式会社ドワンゴ取締役 (現任) 平成21年 9月 グリー株式会社社外取締役 (現任) 平成22年 4月 当社取締役セールスプロモーション局長 平成24年 4月 当社取締役コンシューマーサービス本部長 平成25年 4月 当社取締役 I T戦略担当 平成26年 4月 当社取締役顧客・WEB戦略担当 (現任)	(注)4	1
取締役		吉澤 保幸	昭和30年7月7日生	昭和53年 4月 日本銀行入行 平成 8年 5月 同行営業局証券課長 平成13年 2月 当社入社 執行役員 平成14年 6月 当社取締役コーポレート本部長 平成19年 6月 当社取締役常務執行役員コーポレート本部長 平成20年 6月 当社顧問 平成25年 6月 当社取締役就任 平成26年 1月 当社取締役財務・経営企画・管理担当 C C O (現任)	(注)4	6
取締役		佐久間昇二	昭和 6年11月23日生	昭和62年 2月 松下電器産業株式会社取締役副社長 平成 5年 6月 株式会社WOWOW代表取締役社長 平成13年 6月 同社代表取締役会長 平成19年 2月 共栄電工株式会社社外取締役 (現任) 平成19年 6月 株式会社WOWOW相談役 平成20年 6月 当社社外取締役就任 (現任) 平成22年 6月 日本テレネット株式会社社外取締役相談役 (現任)	(注)4	5
取締役		富山 和彦	昭和35年4月15日生	平成15年 4月 株式会社産業再生機構 代表取締役専務 平成19年 4月 株式会社経営共創基盤代表取締役 C E O (現任) 平成19年 6月 オムロン株式会社社外取締役 (現任) 平成20年 6月 当社社外取締役就任 (現任) 平成21年 6月 株式会社みちのりホールディングス社外取締役 (現任) 中日本高速道路株式会社社外監査役 (現任)	(注)4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		松永 明生	昭和39年1月26日生	昭和62年 3月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 入社 平成12年 6月 株式会社セブンドリーム・ドットコ ム転籍 平成20年 1月 同社経営企画部統括マネジャー 平成23年11月 株式会社セブン&アイ・ネットメデ ィア経営管理部シニアオフィサー 平成24年 5月 株式会社セブンドリーム・ドットコ ム執行役員経営企画部長 平成25年 5月 同社取締役 (現任) 平成25年 6月 当社社外取締役 (現任) 平成26年 3月 株式会社セブン&アイ・ネットメデ ィア取締役執行役員 (現任)	(注)4	—
常勤監査役		能勢 正幸	昭和24年 3月24日生	昭和56年 8月 公認会計士登録、開業 昭和57年 5月 当社入社、経理部長 昭和57年12月 税理士登録 昭和58年 8月 当社取締役就任 昭和59年 9月 取締役 P T S 事業本部長 昭和62年 6月 取締役 P T S 事業部長兼経理本部長 兼経理部長 平成 3年 6月 当社退職 平成11年 3月 当社監査役就任 (現任)	(注)3	32
監査役		斎藤 廣一	昭和26年 1月26日生	昭和49年12月 当社取締役就任 昭和60年 6月 取締役出版事業部情報部長兼製作部 長 昭和61年 4月 取締役大阪支社長兼大阪支社情報部 長 平成 3年10月 取締役関西事業担当兼中部事業担当 兼大阪支社長 平成 4年 4月 取締役関西中部事業部担当兼生産部 長 平成 7年 4月 取締役情報出版事業部長 平成 8年 4月 取締役情報事業本部長 平成 8年 6月 常務取締役就任 平成 9年 4月 常務取締役データベース本部長 平成10年 4月 常務取締役総務部担当兼資材部担当 兼E C 推進室担当 平成11年 5月 常務取締役業務推進本部長 平成13年10月 常務取締役総務本部長 平成14年 4月 常務取締役購買部担当兼総務部担当 兼エリア統括担当 平成15年 4月 常務取締役購買兼地域担当 平成15年 6月 当社常勤監査役 平成23年 6月 当社監査役(現任)	(注)3	506

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		松田 政行	昭和23年 9月 4日生	昭和52年 4月 弁護士登録 昭和56年 6月 松田政行法律特許事務所 平成2年からマックス法律事務所開設 平成 9年 4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 平成13年 6月 株式会社ダイヤモンド社監査役 (現任) 平成15年 5月 日本弁護士連合会司法修習委員長 平成17年 7月 森・濱田松本法律事務所 (現任) 平成19年 4月 中央大学法科大学院客員教授 (現任) 平成19年 4月 青山学院大学法科大学院客員教授 (現任) 平成23年 6月 当社社外監査役就任 (現任)	(注)3	—
監査役		新井 誠	昭和30年 6月19日生	平成15年 4月 凸版印刷株式会社商印事業本部商印 事業部第一営業本部長 平成19年 4月 同社情報コミュニケーション事業本 部東京商印事業部長 平成20年 6月 同社取締役情報コミュニケーション 事業本部商印事業部長兼メディア事 業開発本部長 平成21年 4月 同社取締役中部事業部長 平成23年 4月 同社取締役情報コミュニケーション 副事業本部長兼トッパンアイデアセ ンター長 トッパンエディトリアルコミュニケ ーションズ株式会社代表取締役(非常 勤)(現任) 平成23年 6月 当社社外監査役就任 (現任) 株式会社BrandXing取締役(非常勤) (現任) 平成24年 5月 株式会社フレーベル館取締役 (現任) 平成24年 6月 株式会社トータルメディア開発研究 所取締役 (現任) 平成24年 6月 凸版印刷株式会社常務取締役コミュ ニケーション事業本部副事業本部長 (現任)	(注)5	—
計						3,468

- (注) 1. 佐久間昇二、富山和彦及び松永明生は、社外取締役であります。
2. 監査役の松田政行及び新井誠は、社外監査役であります。
3. 平成23年 6月25日開催の定時株主総会の終結の時から 4年間
4. 平成26年 6月14日開催の定時株主総会の終結の時から 1年間
5. 平成24年 6月23日開催の定時株主総会の終結の時から 4年間

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

(a) 企業統治の体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、新会社法の趣旨を十分認識のうえ、中期的な企業価値の増大に向けた経営の透明性、公正性、効率性を実現する経営インフラの整備、拡充がコーポレート・ガバナンスに対する取組みの基本であると認識しており、不断の実行を図って参ります。

当社は、監査役設置会社制度を採用しており、平成26年6月14日現在の取締役10名のうち社外取締役3名を選任しており、株主のニーズに迅速に応えるため取締役の任期は1年としております。なお、監査役は4名のうち2名が社外監査役であり、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図っております。各監査役は専門的見地から取締役会の意思決定・業務執行の適法性について厳正な監査を行っております。

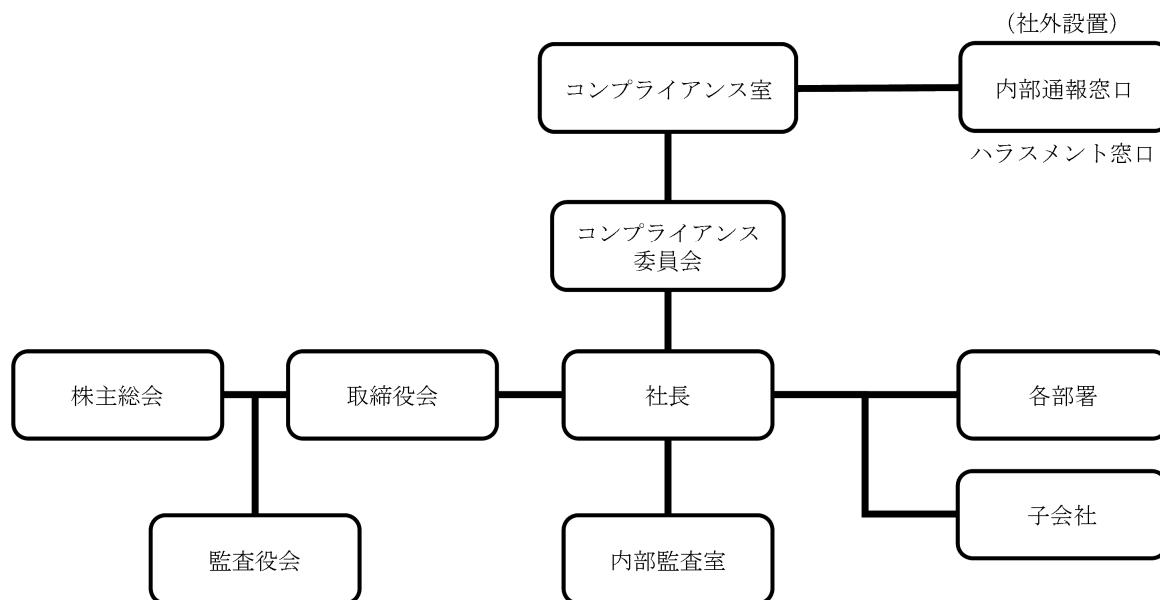
また、内部統制に関して、グループ各社の役職員が法令、定款に適合した職務執行を行うだけでなく、社会的責任を果たすために「びあグループ企業行動憲章」の浸透を図る等、内部統制を正しく運営していくことで、グループ全体でのコーポレート・ガバナンスの推進に着手しております。

(b) 企業統治の体制を採用する理由

当社がコーポレート・ガバナンスの体制として採用している、監査役設置会社のもとでは、当社が置かれている経営環境や内部の状況について深い知見を有する取締役と経験豊富な監査役に加え、幅広い知識や専門性を有した社外役員によってガバナンスの枠組みが構成されるため、各役員が持つ個々の知識や経験が相互に作用し合いながら、意思決定のプロセスに関与することが可能となり、結果として、監査体制の充実が図られつつ、経営の迅速性、機動性も確保されているものと考えております。

(c) 会社の機関の内容

会社の機関の内容及び内部統制の関係図は次の通りです。



(d) 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムの基本方針の概要は次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「びあグループ企業行動憲章」を定め、全役職員に周知徹底しております。また、グループ企業全体で法令遵守をはじめとした企業としての社会的責任を果たすため、グループ社内での研修、教育の推進も含め内部統制を担当する取締役C C O（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、適正な職務執行を徹底します。また、びあグループ全従業員を対象とした内部通報制度の整備を行い、実効性を強化しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に関する文書は、社内規程（文書管理規程、稟議規程等）に従い適切に保存、管理を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各業務部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行います。各事業部門の長は、適宜リスク管理の状況を取締役に報告いたします。また、コンプライアンス委員会を中心としてグループ全体につきリスク管理体制の構築及び運用を行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各事業本部単位における意思決定プロセスの簡素化や効率的な意思決定に資する組織体制を整備するとともに、全社に係る重要な事項ならびに各本部にまたがる重要な事項については合議制により慎重な意思決定を行います。

5. 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス委員会は、「びあグループ企業行動憲章」に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、社内規程については必要に応じて適宜見直しを行い、業務の円滑な推進を図ります。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助すべき使用人として、必要な人員を配置します。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関して、監査役会は事前に協議できるものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告いたします。監査役会は、事業部門を統括する取締役及び内部統制を担当する取締役から、定期的または不定期にリスク管理体制に関する事項の報告を受けるものとします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と適宜意見交換を行い、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。

(e) リスク管理体制の整備の状況

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「びあグループ企業行動憲章」を定め、全役職員に周知徹底しております。また、グループ企業全体で法令遵守をはじめとした企業としての社会的責任を果たすため、内部統制を含めたグループ社内での研修、教育の推進をHR創造局が中心となり、グループ会社への浸透を図るとともに、教育の推進も含め内部統制を担当する取締役CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、適正な職務執行を徹底します。また、びあグループ全従業員を対象とした内部通報制度の整備を行い、コンプライアンスの向上に努めております。

取締役の意思決定または取締役に対する報告に関する文書は、社内規定に従い適切に保存、管理を行うとともに、各業務部門は、それぞれの部門に関するリスク管理を行い、各業務部門の長は、適宜リスク管理の状況を取締役に報告いたします。

個人情報に関して、当社グループは、特に平成17年4月1日の「個人情報保護に関する法律」施行を踏まえて、内部監査室を中心に顧客情報管理の徹底強化を図るための個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を発表するとともに、個人情報保護の社内での各種管理体制の拡充・強化を徹底している他、同じく平成17年4月1日には、CS（カスタマー・サティスファクション）推進室を設置し、当社の商品、サービス提供の質的向上に資するべく顧客からの苦情・クレームに対する体制整備等にも積極的に取り組み、顧客満足度の向上に鋭意努めております。

(f) 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名は以下のとおりです。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	杉本 茂次	有限責任監査法人トーマツ
	田村 剛	
	孫 延生	

また、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士6名、その他3名となっております。

(g) 役員の報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる役員の 員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	238 (12)	146 (12)	— (-)	— (-)	92 (-)	12
監査役 (うち社外監査役)	20 (5)	20 (5)	— (-)	— (-)	— (-)	4
合計	258	166	—	—	92	16

(注) 当事業年度末現在の人数は、取締役9名、監査役4名であります。取締役の人員及び支給額には、平成25年6月22日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および平成25年11月26日に辞任により退任した取締役1名を含んでおります。

ロ. 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、株主総会で承認された取締役の報酬総額及び監査役の報酬総額の範囲内において、各役員の職位、在任期間、会社の業績等を勘案して支給することとし、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役協議の上決定することとしております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

当社の監査役監査の体制は、平成26年6月14日現在、4名の監査役を選任しており、うち2名が社外監査役です。監査役の選任の状況につきましては、会計監査人及び内部監査部門とも十分に連携が可能な知見を有する監査役が、また、社外監査役については独立性の高い監査役が選任されております。監査役監査は、監査基準に従い、取締役会等の重要会議に出席して取締役会の職務状況を客観的立場で監査するとともに、会計監査人及び取締役から報告を受け、重要な書類の閲覧を行う等、経営監視機能の充実を図っています。

また、内部監査については、内部監査室（人員2名）が、監査役・会計監査人と連携をとり各部門における内部統制状況を日常的に監視し、業務の適切な運営と内部管理の徹底を図っています。

③ 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係の概要

当社の社外取締役は3名であります。また、社外監査役は2名であります。

なお、当社は社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、会社法の規則等を参考にして候補者を選任しております。

(a) 社外取締役及び社外監査役との関係

佐久間昇二氏は、企業経営者として経営全般にわたる豊富な経験と実績そして幅広い見識を有していることから社外取締役に選任しております。同氏は当社が平成21年に設置した当社の買収防衛策に関する独立委員会の委員でもあります。また、株式会社東京証券取引所に対し、独立委員として届け出ております。

富山和彦氏は、これまでの数々の企業経営を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験と実績を有していることから社外取締役に選任しております。同氏は株式会社経営共創基盤の代表取締役CEOを兼務しております。同社は当社の発行済株式総数のうち3.42%を有する株主であり、当社は同社に各種コンサルティング業務を委託しております。

松永明生氏は、企業経営及び流通・販売事業における豊富な経験と実績を有していることから社外取締役に選任しております。同氏は、株式会社セブンドリーム・ドットコム取締役執行役員及び株式会社セブン&アイ・ネットメディア取締役執行役員を兼務しております。当社は株式会社セブンドリーム・ドットコムにチケット販売及びチケット代金回収代行業務を委託しております。株式会社セブン&アイ・ネットメディアは当社の発行済株式総数のうち5.00%を有する株主であります。

松田政行氏は、弁護士として、企業法務等をはじめとする幅広い見識を有していることから社外監査役に選任しております。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

新井誠氏は、長年にわたり、出版・情報コミュニケーション事業に関する職務に携わるとともに企業経営の経験を有していることから社外監査役に選任しております。同氏は、凸版印刷株式会社の常務取締役を兼務しております。同社は当社の発行済株式総数の7.72%を有する株主であり、当社は同社に出版物の印刷・製本等の業務を委託しております。

また、本有価証券報告書提出日現在、社外取締役1名は、次のとおり当社株式を所有しております。

佐久間昇二氏 5千株

(b) 取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会（14回開催）		監査役会（13回開催）	
		出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
社外取締役	佐久間昇二	13	93	—	—
社外取締役	富山和彦	11	79	—	—
社外取締役	松永明生	11	100	—	—
社外監査役	松田政行	12	86	13	100
社外監査役	新井 誠	11	79	10	77

(注) 社外取締役 松永明生氏は当事業年度で就任後開催の取締役会11回全てに出席されております。

(c) 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役佐久間昇二氏は、企業経営全般にわたる幅広い経験に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役富山和彦氏は、企業再生や企業経営における幅広い経験に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役松永明生氏は、企業経営及び流通・販売事業における幅広い経験に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役松田政行氏は、弁護士としての企業法務等における幅広い見識に基づき、必要な発言を積極的に行っております。

監査役新井誠氏は、出版・情報コミュニケーション事業や企業経営全般における幅広い経験に基づき、必要な発言を積極的に行っております。

④ 取締役の定数

当社の取締役数は12名以内とする旨定款に定めております。

⑤ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑦ 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

⑧ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑨ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。これは、社外取締役、社外監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

また、当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

⑩ 中間配当金

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑪ 株式の保有状況

i) 保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式

銘柄数 22銘柄
貸借対照表計上額の合計額 145百万円

ii) 保有目的が純投資目的以外の目的である上場投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)WOWOW	70	17	関係強化

(当事業年度)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)WOWOW	7,000	25	関係強化

iii) 保有目的が純投資目的の投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	39,000	—	39,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	39,000	—	39,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,983,045	16,292,855
受取手形及び売掛金	※2 13,486,486	14,437,020
商品及び製品	79,958	110,091
仕掛品	895	2,027
原材料及び貯蔵品	4,151	4,966
繰延税金資産	246,167	454,323
その他	1,151,257	1,456,954
貸倒引当金	△39,018	△50,123
流動資産合計	33,912,944	32,708,115
固定資産		
有形固定資産		
建物	240,981	242,654
減価償却累計額	△115,269	△135,769
建物（純額）	125,712	106,885
工具、器具及び備品	213,071	249,511
減価償却累計額	△82,923	△117,002
工具、器具及び備品（純額）	130,148	132,509
土地	6,240	6,240
リース資産	63,416	102,118
減価償却累計額	△14,597	△25,556
リース資産（純額）	48,818	76,561
有形固定資産合計	310,919	322,196
無形固定資産		
のれん	4,191	2,095
ソフトウェア	969,144	978,729
ソフトウェア仮勘定	79,136	158,611
その他	60,343	59,768
無形固定資産合計	1,112,815	1,199,204
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 396,324	※1 414,190
敷金及び保証金	480,320	476,021
繰延税金資産	7,404	8,627
その他	591,456	428,510
貸倒引当金	△327,440	△352,010
投資その他の資産合計	1,148,066	975,340
固定資産合計	2,571,801	2,496,741
資産合計	36,484,746	35,204,856

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	26,683,707	24,513,872
短期借入金	100,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	725,955	742,636
未払金	1,000,490	1,013,535
未払法人税等	90,065	89,616
賞与引当金	169,271	206,218
返品調整引当金	303,000	311,000
その他	1,400,410	2,184,757
流動負債合計	30,472,899	29,161,636
固定負債		
長期借入金	1,024,636	282,000
退職給付引当金	90,899	—
退職給付に係る負債	—	192,982
役員退職慰労引当金	110,680	92,923
預り営業保証金	328,400	325,600
繰延税金負債	14,867	15,954
資産除去債務	60,706	61,453
その他	40,932	57,901
固定負債合計	1,671,123	1,028,815
負債合計	32,144,022	30,190,452
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,239,158	4,239,158
資本剰余金	402,670	402,670
利益剰余金	△269,825	472,974
自己株式	△61,363	△61,377
株主資本合計	4,310,639	5,053,425
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7,667	13,101
為替換算調整勘定	△20,711	△19,119
退職給付に係る調整累計額	—	△82,842
その他の包括利益累計額合計	△13,043	△88,860
新株予約権	—	3,142
少数株主持分	43,127	46,696
純資産合計	4,340,723	5,014,404
負債純資産合計	36,484,746	35,204,856

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	111,950,399	128,138,637
売上原価	※1 102,901,273	※1 117,494,494
売上総利益	9,049,126	10,644,143
返品調整引当金戻入額	350,000	303,000
返品調整引当金繰入額	303,000	311,000
差引売上総利益	9,096,126	10,636,143
販売費及び一般管理費		
荷造運送費	147,941	130,964
宣伝販促費	647,669	854,325
販売手数料	1,397,415	1,661,939
貸倒引当金繰入額	18,933	45,893
役員報酬	206,118	179,842
給料手当及び賞与	2,969,201	3,146,104
賞与引当金繰入額	158,887	199,096
退職給付費用	225,078	236,211
役員退職慰労引当金繰入額	15,503	6,016
福利厚生費	348,047	389,541
旅費及び交通費	166,130	185,026
通信費	88,544	101,426
賃借料	525,109	502,180
業務委託費	630,875	720,117
減価償却費	59,563	55,539
のれん償却額	4,095	2,095
その他	1,106,541	1,320,724
販売費及び一般管理費合計	8,715,657	9,737,048
営業利益	380,468	899,095
営業外収益		
受取利息	696	658
受取配当金	8,102	15,342
諸債務整理益	4,172	—
持分法による投資利益	4,096	14,962
その他	2,134	3,700
営業外収益合計	19,201	34,664
営業外費用		
支払利息	32,354	26,965
訴訟関連費用	8,000	—
諸債務整理損	—	5,806
その他	9,078	1,834
営業外費用合計	49,432	34,606
経常利益	350,238	899,153

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
特別利益		
投資有価証券売却益	8,743	4,750
特別利益合計	8,743	4,750
特別損失		
関係会社株式評価損	—	19,999
減損損失	※2 41,200	※2 44,200
保険解約損	—	42,724
投資有価証券評価損	43,823	—
役員退職特別功劳金	—	71,188
事業整理損	※3 36,599	—
特別損失合計	121,623	178,112
税金等調整前当期純利益	237,357	725,790
法人税、住民税及び事業税	76,647	120,370
法人税等調整額	△223,860	△211,300
法人税等合計	△147,212	△90,929
少数株主損益調整前当期純利益	384,570	816,720
少数株主利益	1,948	3,569
当期純利益	382,622	813,151

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	384,570	816,720
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,054	5,433
為替換算調整勘定	2,608	1,592
その他の包括利益合計	※1 5,663	※1 7,025
包括利益	390,234	823,746
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	388,285	820,177
少数株主に係る包括利益	1,948	3,569

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,239,158	402,670	△610,236	△61,356	3,970,236
当期変動額					
当期純利益			382,622		382,622
自己株式の取得				△7	△7
剰余金の配当			△42,211		△42,211
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	340,410	△7	340,403
当期末残高	4,239,158	402,670	△269,825	△61,363	4,310,639

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益累 計額合計			
当期首残高	4,613	△23,319	－	△18,706	－	41,178	3,992,708
当期変動額							
当期純利益							382,622
自己株式の取得							△7
剰余金の配当							△42,211
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,054	2,608	－	5,663	－	1,948	7,612
当期変動額合計	3,054	2,608	－	5,663	－	1,948	348,015
当期末残高	7,667	△20,711	－	△13,043	－	43,127	4,340,723

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,239,158	402,670	△269,825	△61,363	4,310,639
当期変動額					
当期純利益			813,151		813,151
自己株式の取得				△13	△13
剰余金の配当			△70,352		△70,352
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	742,799	△13	742,786
当期末残高	4,239,158	402,670	472,974	△61,377	5,053,425

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益累 計額合計			
当期首残高	7,667	△20,711	－	△13,043	－	43,127	4,340,723
当期変動額							
当期純利益							813,151
自己株式の取得							△13
剰余金の配当							△70,352
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,433	1,592	△82,842	△75,816	3,142	3,569	△69,106
当期変動額合計	5,433	1,592	△82,842	△75,816	3,142	3,569	673,680
当期末残高	13,101	△19,119	△82,842	△88,860	3,142	46,696	5,014,404

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	237,357	725,790
減価償却費	1,261,738	519,588
のれん償却額	4,095	2,095
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	19,120	△90,899
賞与引当金の増減額 (△は減少)	78,521	36,947
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	—	192,982
受取利息及び受取配当金	△8,798	△16,000
支払利息	32,354	26,965
事業整理損	36,599	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	43,823	—
投資有価証券売却損益 (△は益)	△8,743	△4,750
関係会社株式評価損益 (△は益)	—	19,999
減損損失	41,200	44,200
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	15,503	5,932
役員退職特別功労金	—	71,188
保険解約損益 (△は益)	—	42,724
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△11,429	35,675
返品調整引当金の増減額 (△は減少)	△47,000	8,000
持分法による投資損益 (△は益)	△4,096	△14,962
売上債権の増減額 (△は増加)	△465,405	△950,534
たな卸資産の増減額 (△は増加)	10,843	△32,079
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,233,269	△2,169,835
未払金の増減額 (△は減少)	△185,258	△32,297
前受金の増減額 (△は減少)	△447,936	495,016
前渡金の増減額 (△は増加)	138,569	△410,272
その他	△30,302	445,218
小計	3,944,025	△1,049,304
利息及び配当金の受取額	8,798	16,602
利息の支払額	△29,478	△28,794
役員退職慰労金の支払額	△4,189	△23,689
役員退職特別功労金の支払額	—	△71,188
法人税等の支払額	△26,833	△123,883
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,892,321	△1,280,258
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△36,119	△32,651
無形固定資産の取得による支出	△319,366	△544,775
関係会社株式の取得による支出	△59,999	—
投資有価証券の取得による支出	△23,823	△15,000
投資有価証券の売却による収入	10,000	4,750
長期前払費用の取得による支出	△8,230	△29,600
保険積立金の解約による収入	—	36,092
その他	△6,600	△14,324
投資活動によるキャッシュ・フロー	△444,140	△595,509
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△300,000	—
新株予約権の発行による収入	—	3,142
長期借入れによる収入	900,000	—
長期借入金の返済による支出	△877,359	△725,955
配当金の支払額	△41,855	△69,948
その他	△4,801	△21,843
財務活動によるキャッシュ・フロー	△324,015	△814,604
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,837	182
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,126,002	△2,690,190
現金及び現金同等物の期首残高	15,857,043	18,983,045
現金及び現金同等物の期末残高	※1 18,983,045	※1 16,292,855

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

主要な連結子会社の名称

ぴあデジタルコミュニケーションズ(株)

(株) 東京音協

チケットぴあ九州(株)

なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたがぴあインターナショナル(株)は清算したため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 なし

前連結会計年度において持分法適用会社でありましたがPIA Entertainment(H.K.),Ltdは当社と締結していたフランチャイズ契約等を解約したことにより、持分法の適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用の関連会社数 1社

チケットぴあ名古屋(株)

(3) 持分法を適用していない関連会社

株式会社J Tエンタテインメント、株式会社文化科学研究所及び株式会社ジャムトーストは、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

金利スワップ契約については、特例処理の要件を満たすため時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対価となる負債に係る利息に加減して処理をしております。

ハ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ 返品調整引当金

製品の返品による損失に備えるため、一定期間の返品実績率等に基づく損失見込額を計上しております。

ニ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、親会社は役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における少数株主持分及び為替換算調整勘定に含めております。

(6)重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

ハ ヘッジ方針

財務活動に係る金利リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件に該当するかの判断をもって、ヘッジ有効性の評価に代えております。

(7)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(8)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3カ月以内の短期投資からなっております。

(9)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を適用しております。(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)これにより、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債に計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が192,982千円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が82,842千円減少しております。

なお、1株当たり純資産額は5.88円減少しております。

(未適用の会計基準等)

1. 「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)
 - (1)概要
未認識数理計算上の差異及び、未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。
 - (2)適用予定日
退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。
なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の連結財務諸表に対しては遡及適用しません。
 - (3)当該会計基準等の適用による影響
退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正による連結財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。
2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)
 - (1)概要
支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動による差額は、資本剰余金として計上する方法に改正されました。
なお、改正前会計基準における「少数株主持分」について、当該会計基準等では「非支配株主持分」に変更されました。
企業結合における取得関連費用は、発生した連結会計年度の費用として処理する方法に変更されました。
暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度におこなわれた場合、企業結合年度の翌年度の連結財務諸表と併せて企業結合翌年度の連結財務諸表を表示するときには、当該企業結合年度の連結財務諸表に暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを反映させる方法に改正されました。
改正前会計基準における「少数株主損益調整前当期純利益」について、当該会計基準等では「当期純利益」に変更されました。これに伴い、改正前会計基準における「当期純利益」について、当該会計基準では「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更されました。
 - (2)適用予定日
平成28年3月期の期首より適用予定であります。
 - (3)当該会計基準等の適用による影響
当連結財務諸表作成時において企業結合の予定がない為、連結財務諸表に与える影響は未定であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
投資有価証券(株式)	272,151千円	273,363千円

※2 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
受取手形	17,250千円	—

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。なお、以下の金額は戻入額を相殺した後のものです。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	△51,979千円	21,072千円

※2 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

場所	用途	種類
本社(東京都渋谷区)	遊休資産	ソフトウェア

当社グループは、キャッシュフローを生み出す事業単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別に判定を行っております。当該連結会計年度にソフトウェア41,200千円が遊休資産となり投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失として全額を特別損失に計上しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

場所	用途	種類
本社(東京都渋谷区)	遊休資産	ソフトウェア

当社グループは、キャッシュフローを生み出す事業単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別に判定を行っております。当連結会計年度にソフトウェア44,200千円が遊休資産となり投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失として全額を特別損失に計上しております。

※3 事業整理損は、香港現地法人とのフランチャイズ契約の解約に伴う違約金及びこれに関連する事業の整理に伴う損失であります。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	4,746千円	8,442千円
組替調整額	—	—
税効果調整前	4,746	8,442
税効果額	△1,691	△3,008
その他有価証券評価差額金	3,054	5,433
為替換算調整勘定：		
当期発生額	2,608	1,592
その他の包括利益合計	5,663	7,025

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	14,092,913	—	—	14,092,913
合計	14,092,913	—	—	14,092,913
自己株式				
普通株式(注)	22,472	9	—	22,481
合計	22,472	9	—	22,481

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加9株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月23日 定時株主総会	普通株式	42,211	3	平成24年3月31日	平成24年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月13日 定時取締役会	普通株式	70,352	利益剰余金	5	平成25年3月31日	平成25年6月25日

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	14,092,913	—	—	14,092,913
合計	14,092,913	—	—	14,092,913
自己株式				
普通株式（注）	22,481	9	—	22,490
合計	22,481	9	—	22,490

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加9株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	3,142
	合計	—	—	—	—	—	3,142

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成25年5月13日 定時取締役会	普通株式	70,352	5	平成25年3月31日	平成25年6月25日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年5月12日 定時取締役会	普通株式	140,704	利益剰余金	10	平成26年3月31日	平成26年6月17日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	18,983,045千円	16,292,855千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	18,983,045	16,292,855

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

チケット事業等における工具、器具及び備品であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	319,655	319,655
1年超	479,483	159,827
合計	799,138	479,483

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、ヘッジ目的以外には行わないものとしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業等の株式であります。主に上場株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、ほぼ全てが6カ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に運転資金であります。

長期借入金（原則5年以内）は、主に設備投資に係る調達であります。変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

また、これら営業債務及び短期借入金並びに長期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従うこととしております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。詳細につきましては、(注) 2. をご参照ください。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	18,983,045	18,983,045	—
(2) 受取手形及び売掛金	13,447,467	13,447,467	—
(3) 投資有価証券	17,318	17,318	—
資産計	32,447,830	32,447,830	—
(1) 買掛金	26,683,707	26,683,707	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
(3) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金含む）	1,750,591	1,748,642	△1,949
(4) デリバティブ取引	—	—	—
負債計	28,534,298	28,532,349	△1,949

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	16,292,855	16,292,855	—
(2) 受取手形及び売掛金	14,386,896	14,386,896	—
(3) 投資有価証券	25,760	25,760	—
資産計	30,705,511	30,705,511	—
(1) 買掛金	24,513,872	24,513,872	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
(3) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金含む）	1,024,636	1,018,621	△6,014
(4) デリバティブ取引	—	—	—
負債計	25,638,508	25,632,493	△6,014

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

なお、受取手形及び売掛金の連結貸借対照表計上額については、貸倒引当金を控除しております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券については、取引所の価格によっております。

注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1) 買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、一部金利スワップの特例処理の対象とされており（注記事項「デリバティブ取引関係」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
非上場株式（千円）	379,006	388,430

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	18,983,045	—	—	—
受取手形及び売掛金	13,447,467	—	—	—
合計	32,430,512	—	—	—

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	16,292,855	—	—	—
受取手形及び売掛金	14,386,896	—	—	—
合計	30,679,751	—	—	—

(注) 4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金	725,955	742,636	162,000	80,000	40,000	—
合計	825,955	742,636	162,000	80,000	40,000	—

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金	742,636	162,000	80,000	40,000	—	—
合計	842,636	162,000	80,000	40,000	—	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	17,318	5,404	11,914
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	17,318	5,404	11,914
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
	合計	17,318	5,404	11,914

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 106,855千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	25,760	5,404	20,356
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	25,760	5,404	20,356
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
	合計	25,760	5,404	20,356

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 115,067千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
(1) 株式	1,257	8,743	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	1,257	8,743	—

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
(1) 株式	4,750	4,750	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	4,750	4,750	—

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券について43,823千円の減損処理を行っております。

なお、減損処理に当たっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

- (1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
- (2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
- ①通貨関連
該当事項はありません。
- ②金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	(平成25年3月31日)		
			契約額等 (千円)	内1年超 (千円)	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	380,000	280,000	(*)
合計			380,000	280,000	

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

- (1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
- (2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
- ①通貨関連
該当事項はありません。
- ②金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	(平成26年3月31日)		
			契約額等 (千円)	内1年超 (千円)	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	280,000	180,000	(*)
合計			280,000	180,000	

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として適格退職年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりましたが、平成23年11月1日に退職給付制度の改訂を行い、適格退職年金制度、退職一時金制度を確定給付企業年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。

また、総合設立型の厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対する年金資産の額が合理的に計算できないため、退職給付債務の計算に含めておりません。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

計算起算日	(平成24年3月31日)
年金資産の額	118,360,287千円
年金財政計算上の給付債務の額	139,466,809
差引額	<u>△21,106,522</u>

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合 2.03% (平成24年3月31日時点)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高16,364,520千円と剰余金不足額4,742,001千円の合計であります。

2. 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務(千円)	△748,568
(2) 年金資産(千円)	564,046
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	△184,522
(4) 未認識数理計算上の差異(千円)	48,604
(5) 未認識過去勤務債務(千円)	45,017
(6) 退職給付引当金(3)+(4)+(5)(千円)	<u>△90,899</u>

(注) 一部の子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を適用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用(千円)	46,689
(2) 利息費用(千円)	7,015
(3) 期待運用収益(千円)	△5,306
(4) 数理計算上の差異の費用処理額(千円)	8,053
(5) 過去勤務債務の費用処理額(千円)	6,838
(6) 確定拠出年金掛金(千円)	9,108
退職給付費用(千円)	<u>72,397</u>

(注) 上記退職給付費用のほか、総合設立型の厚生年金基金への拠出額が、164,205千円あります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

1.0%

(3) 期待運用収益率

1.0%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

8年(各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)

(5) 過去勤務債務の額の処理年数

8年(発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。)

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。また、複数事業主制度の厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	748,568千円
勤務費用	48,345
利息費用	7,283
数理計算上の差異の発生額	4,204
退職給付の支払額	△17,826
退職給付債務の期末残高	790,576

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	564,046千円
期待運用収益	5,640
数理計算上の差異の発生額	775
事業主からの拠出額	44,957
退職給付の支払額	△17,826
年金資産の期末残高	597,593

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	790,576千円
年金資産	597,593
非積立型制度の退職給付債務	—
退職給付に係る負債	192,982
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	192,982

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	48,345千円
利息費用	7,283
期待運用収益	△5,640
数理計算上の差異の費用処理額	7,371
過去勤務費用の費用処理額	6,838
確定給付制度に係る退職給付費用	64,198

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	38,179千円
未認識数理計算上の差異	44,662
合計	82,842

(6) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

保険資産（一般勘定）	100%
合計	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.0%

長期期待運用収益率 1.0%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、9,459千円であります。

4. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、175,349千円であります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

計算起算日	(平成25年3月31日)
年金資産の額	132,952,423千円
年金財政計算上の給付債務の額	149,574,770
差引額	<u>△16,622,346</u>

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合 2.10% (平成25年3月31日時点)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高15,371,812千円と剰余金不足額1,250,534千円の合計であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金	—	3,142

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役、執行役員及び従業員 47名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 498,000株
付与日	平成25年6月21日
権利確定条件	付与日(平成25年6月21日)以降、権利確定日(平成27年3月31日)まで継続して勤務しており、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあること。 (注)2
対象勤務期間	自平成25年6月21日 至平成27年3月31日
権利行使期間	自平成27年4月1日 至平成28年5月31日

(注)1 株式数に換算して記載しております。

(注)2 本新株予約権者が取締役または執行役員の任期満了もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成26年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成25年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	498,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	498,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

②単価情報

	平成25年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,678
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	6.31

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成25年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 モンテカルロ法
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成25年ストック・オプション
株価変動性（注） 1	26.8%
予想残存期間（注） 2	1年
予想配当（注） 3	10円～20円／株
無リスク利率（注） 4	0.144%

- （注） 1. 3年間（平成22年7月から平成25年6月まで）の株価実績に基づき算定しております。
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 平成26年3月期末配当予想数値によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	1,585,106千円	1,252,873千円
賞与引当金	63,506	73,438
貸倒引当金	178,580	168,984
退職給付引当金	32,592	—
退職給付に係る負債	—	69,007
返品調整引当金	69,059	66,560
役員退職慰労引当金	39,446	33,118
投資有価証券評価損	84,179	84,179
資産除去債務	21,635	21,635
その他	58,197	177,873
繰延税金資産小計	2,132,305	1,947,670
評価性引当額	△1,877,237	△1,483,670
繰延税金資産合計	255,068	463,999
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△10,621	△8,699
その他	△5,741	△8,303
繰延税金負債合計	△16,362	△17,003
繰延税金資産(負債)の純額	238,705	446,996

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
流動資産—繰延税金資産	246,167千円	454,323千円
固定資産—繰延税金資産	7,404	8,627
固定負債—繰延税金負債	△14,867	△15,954

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.01%	38.01%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	26.73	12.31
住民税均等割等	6.96	2.26
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.77	△0.41
役員報酬	8.89	—
評価性引当額の増減額	△143.46	△58.29
税率変更による影響	—	4.12
関係会社株式評価損認容	—	△11.00
その他	1.62	0.47
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△62.02	△12.53

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の純額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は29,953千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

ぴあ株式会社（東京本社・大阪支社）の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

東京本社の使用見込期間を使用開始から15年と見積り、割引率は1.634%を使用しております。

大阪支社の使用見込期間を使用開始から10年と見積り、重要性の観点から割引を行っておりません。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
期首残高	59,971千円	60,706千円
時の経過による調整額	734	746
期末残高	60,706	61,453

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、レジャー・エンタテインメント関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社グループは、単一の報告セグメントとしているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社グループは、単一の報告セグメントとしているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社グループは、単一の報告セグメントとしているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社グループは、単一の報告セグメントとしているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 （%）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子会社	P I A Entertainment (H.K.) CO., LIMITED	中国 香港	10,400 千HK\$	フランチャイズ 契約に基づく 香港事業の委託	0.0	フランチャイズ 契約に基づく 香港事業の委託	事業整理損失（注）3	22,000	未払費用	22,000
関連会社	チケットびあ 名古屋㈱	名古屋 市東区	100,000 千円	興行チケット の仕入れ	(所有) 直接25.0	中部地方 における 興行チケット の仕入れ委託 役員の兼任	興行チケット の仕入れ (注) 2	6,639,308	買掛金	1,261,128

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格、総原価等を勘案して交渉により、一般取引と同様に決定しております。

(注) 3. 事業整理損失はフランチャイズ契約の解約に伴う違約金であり、金額は契約当事者間の解約合意に基づいて
おります。

(イ) 連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 （千円）	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 （%）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
その他の 関係 会社 の子 会社	㈱セブンドリ ーム・ドット コム	東京都 千代田 区	450,000	EC分野にお ける商品・サ ービス・情報 の企画、開 発、販売及び 運営	—	チケット 販売委託 及びチケ ット代金 回収代行 等	販売手数料 等の支払	1,091,291	売掛金	4,464,977

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 売掛金残高は、未入金の商品・サービス代金（券面額）から、販売手数料等支払額を控除した金額であります。

(注) 3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格、総原価等を勘案して交渉により、一般取引と同様に決定しております。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 （%）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
関連会社	チケットびあ 名古屋㈱	名古屋 市東区	100,000 千円	興行チケット の仕入れ	(所有) 直接25.0	中部地方 における 興行チケット の仕入れ委託 役員の兼任	興行チケット の仕入れ (注) 2	7,175,536	買掛金	917,631

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格、総原価等を勘案して交渉により、一般取引と同様に決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	(株)セブンドリーム・ドットコム	東京都千代田区	450,000	EC分野における商品・サービス・情報の企画、開発、販売及び運営	—	チケット販売委託及びチケット代金回収代行等	販売手数料等の支払	1,314,454	売掛金	4,840,901

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 売掛金残高は、未入金の商品・サービス・情報の企画、開発、販売及び運営のチケット代金(券面額)から、販売手数料等支払額を控除した金額であります。

(注) 3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格、総原価等を勘案して交渉により、一般取引と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	305円43銭	352円83銭
1株当たり当期純利益金額	27円19銭	57円79銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—	57円72銭

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	382,622	813,151
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	382,622	813,151
期中平均株式数(株)	14,070,434	14,070,426
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(株)	—	17,852
(うち新株予約権(株))	—	(17,852)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	100,000	1.48	—
1年以内に返済予定の長期借入金	725,955	742,636	1.37	—
1年以内に返済予定のリース債務	13,486	23,401	1.86	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,024,636	282,000	1.44	平成27年～平成29年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	38,466	57,901	1.86	平成27年～平成29年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,902,543	1,205,938	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	162,000	80,000	40,000	—
リース債務	23,680	23,723	10,497	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	32,161,344	64,120,612	96,758,072	128,138,637
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(千円)	399,283	449,559	573,877	725,790
四半期(当期)純利益金額(千円)	382,482	386,727	485,994	813,151
1株当たり四半期(当期)純利益額(円)	27.18	27.49	34.54	57.79

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益額(円)	27.18	0.30	7.06	23.25

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,633,204	13,696,165
受取手形	※2 95,420	136,800
売掛金	13,381,011	14,202,161
商品及び製品	79,958	110,091
仕掛品	895	2,027
原材料及び貯蔵品	3,978	4,836
前渡金	519,564	921,437
前払費用	159,295	205,356
繰延税金資産	245,000	450,000
未収入金	408,536	283,426
その他	37,719	25,353
貸倒引当金	△36,150	△47,097
流動資産合計	31,528,434	29,990,558
固定資産		
有形固定資産		
建物	237,567	239,240
減価償却累計額	△113,110	△133,401
建物（純額）	124,457	105,839
工具、器具及び備品	209,158	245,376
減価償却累計額	△79,698	△113,390
工具、器具及び備品（純額）	129,459	131,985
土地	6,240	6,240
リース資産	63,416	102,118
減価償却累計額	△14,597	△25,556
リース資産（純額）	48,818	76,561
有形固定資産合計	308,975	320,627
無形固定資産		
ソフトウェア	966,092	963,274
ソフトウェア仮勘定	79,136	158,611
電話加入権	36,125	36,125
その他	21,269	20,694
無形固定資産合計	1,102,624	1,178,706
投資その他の資産		
投資有価証券	121,943	145,385
関係会社株式	2,811,144	2,791,144
破産更生債権等	519,538	545,375
長期前払費用	14,861	24,515
敷金及び保証金	477,627	473,328
その他	196,443	740
貸倒引当金	△471,692	△496,262
投資その他の資産合計	3,669,865	3,484,225
固定資産合計	5,081,465	4,983,559
資産合計	36,609,899	34,974,117

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 26,545,150	※1 24,069,200
短期借入金	100,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	725,955	742,636
リース債務	13,486	23,401
未払金	1,004,374	959,763
未払費用	450,660	418,108
未払法人税等	80,016	76,313
前受金	803,894	1,308,942
預り金	31,092	48,876
賞与引当金	162,000	196,000
返品調整引当金	303,000	311,000
その他	53,117	357,331
流動負債合計	30,272,746	28,611,574
固定負債		
長期借入金	1,024,636	282,000
退職給付引当金	70,673	86,574
役員退職慰労引当金	110,680	92,923
預り営業保証金	328,400	325,600
リース債務	38,466	57,901
繰延税金負債	14,867	15,954
資産除去債務	60,706	61,453
その他	2,465	—
固定負債合計	1,650,897	922,407
負債合計	31,923,644	29,533,981
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,239,158	4,239,158
資本剰余金		
その他資本剰余金	4,961	4,961
資本剰余金合計	4,961	4,961
利益剰余金		
利益準備金	4,222	11,258
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	491,610	1,229,892
利益剰余金合計	495,832	1,241,150
自己株式	△61,363	△61,377
株主資本合計	4,678,587	5,423,892
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,667	13,101
評価・換算差額等合計	7,667	13,101
新株予約権	—	3,142
純資産合計	4,686,255	5,440,136
負債純資産合計	36,609,899	34,974,117

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高		
商品売上高	96,854,919	110,887,087
製品売上高	14,268,311	16,353,392
売上高合計	111,123,230	127,240,479
売上原価		
商品期首たな卸高	4,716	2,659
期首製品及び制作品たな卸高	84,493	77,299
当期商品仕入高	92,182,164	105,534,898
当期製品及び制作品製造原価	10,227,525	11,470,098
合計	102,498,900	117,084,954
商品期末たな卸高	2,659	2,136
期末製品及び制作品たな卸高	77,299	107,954
売上原価合計	102,418,941	116,974,864
売上総利益	8,704,289	10,265,615
返品調整引当金戻入額	350,000	303,000
返品調整引当金繰入額	303,000	311,000
差引売上総利益	8,751,289	10,257,615
販売費及び一般管理費		
荷造運送費	137,545	122,441
宣伝販促費	607,819	803,445
販売手数料	1,390,397	1,653,150
貸倒引当金繰入額	24,163	44,965
役員報酬	192,155	165,881
給料手当及び賞与	2,781,250	2,960,327
賞与引当金繰入額	151,616	189,049
退職給付費用	222,679	232,871
役員退職慰労引当金繰入額	15,503	6,016
福利厚生費	324,246	362,430
交際費	166,686	192,365
旅費及び交通費	161,644	178,119
通信費	82,765	94,663
水道光熱費	31,462	30,401
消耗品費	85,979	109,072
賃借料	511,391	489,884
支払手数料	512,162	600,425
業務委託費	647,499	706,536
減価償却費	56,262	52,106
その他	291,981	367,226
販売費及び一般管理費合計	8,395,216	9,361,381
営業利益	356,073	896,233

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業外収益		
受取利息	612	673
受取配当金	8,852	16,092
諸債務整理益	3,983	—
その他	2,152	3,683
営業外収益合計	15,601	20,448
営業外費用		
支払利息	32,354	26,965
訴訟関連費用	8,000	—
諸債務整理損	—	5,806
その他	6,161	325
営業外費用合計	46,515	33,097
経常利益	325,158	883,584
特別利益		
投資有価証券売却益	8,743	4,750
特別利益合計	8,743	4,750
特別損失		
投資有価証券評価損	43,823	—
保険解約損	—	42,724
関係会社株式評価損	—	19,999
役員退職特別功労金	—	71,188
減損損失	41,200	44,200
事業整理損	※1 36,599	—
特別損失合計	121,623	178,112
税引前当期純利益	212,278	710,221
法人税、住民税及び事業税	63,256	101,473
法人税等調整額	△222,272	△206,921
法人税等合計	△159,015	△105,448
当期純利益	371,293	815,670

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 1	733,845	7.2	708,514	6.2
II 労務費		198,799	1.9	193,934	1.7
III 経費		9,295,502	90.9	10,568,780	92.1
当期総製造費用		10,228,147	100.0	11,471,230	100.0
期首仕掛品たな卸高		273		895	
合計		10,228,420		11,472,125	
期末仕掛品たな卸高		895		2,027	
当期製品及び制作品製造原価	10,227,525	11,470,098			

原価計算の方法

実際原価による個別原価計算制度を採用しております。

(注) ※ 1. 経費の主な内訳

項目	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
外注費 (千円)	4,209,472	5,249,195
通信費 (千円)	742,172	772,390
減価償却費 (千円)	1,202,174	464,048

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	4,239,158	4,961	4,961	—	166,749	166,749	△61,356	4,349,513
当期変動額								
剰余金の配当					△42,211	△42,211		△42,211
利益準備金の積立				4,222	△4,222	—		—
当期純利益					371,293	371,293		371,293
自己株式の取得							△7	△7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	4,222	324,860	329,082	△7	329,074
当期末残高	4,239,158	4,961	4,961	4,222	491,610	495,832	△61,363	4,678,587

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,613	4,613	—	4,354,126
当期変動額				
剰余金の配当				△42,211
利益準備金の積立				—
当期純利益				371,293
自己株式の取得				△7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,054	3,054	—	3,054
当期変動額合計	3,054	3,054	—	332,129
当期末残高	7,667	7,667	—	4,686,255

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	4,239,158	4,961	4,961	4,222	491,610	495,832	△61,363	4,678,587	
当期変動額									
剰余金の配当					△70,352	△70,352		△70,352	
利益準備金の積立				7,035	△7,035	—		—	
当期純利益					815,670	815,670		815,670	
自己株式の取得							△13	△13	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	7,035	738,282	745,317	△13	745,304	
当期末残高	4,239,158	4,961	4,961	11,258	1,229,892	1,241,150	△61,377	5,423,892	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	7,667	7,667	—	4,686,255
当期変動額				
剰余金の配当				△70,352
利益準備金の積立				—
当期純利益				815,670
自己株式の取得				△13
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,433	5,433	3,142	8,575
当期変動額合計	5,433	5,433	3,142	753,880
当期末残高	13,101	13,101	3,142	5,440,136

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

金利スワップ契約については、特例処理の要件を満たすため時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対価となる負債に係る利息に加減して処理をしております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 返品調整引当金

製品の返品による損失に備えるため、一定期間の返品実績率等に基づく損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理によっております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利

(3)ヘッジ方針

財務活動に係る金利リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件に該当するかの判断をもって、ヘッジ有効性の評価に代えております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表規則第80条に定めるたな卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表規則第68条の4に定める1株当たり純資産の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社項目

関係会社に対する負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
流動負債		
買掛金	1,965,707千円	1,413,157千円

※2 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
受取手形	17,250千円	－千円

(損益計算書関係)

- ※1 事業整理損は、香港現地法人とのフランチャイズ契約の解約に伴う違約金及びこれに関連する事業の整理に伴う損失であります。このうち22,000千円は関係会社に対するものであります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式2,734,044千円、関連会社株式57,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式2,784,044千円、関連会社株式27,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	1,557,900千円	1,217,101千円
賞与引当金	61,576	69,854
貸倒引当金	178,580	168,984
退職給付引当金	25,188	30,855
返品調整引当金	69,059	66,560
役員退職慰労引当金	39,446	33,118
投資有価証券評価損	84,179	84,179
関係会社株式評価損	102,923	35,207
資産除去債務	21,635	21,635
その他	57,463	168,957
繰延税金資産小計	2,197,954	1,896,453
評価性引当額	△1,952,954	△1,446,453
繰延税金資産合計	245,000	450,000
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△10,621	△8,699
その他有価証券評価差額金	△4,246	△7,254
繰延税金負債合計	△14,867	△15,954
繰延税金資産(負債)の純額	230,132	434,045

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.01%	38.01%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	29.85	12.58
住民税均等割等	6.90	2.06
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.86	△0.42
役員報酬	9.94	—
評価性引当額の増減額	△159.15	△71.32
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	4.22
その他	0.40	0.02
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△74.91	△14.85

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の純額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は29,933千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	237,567	1,673	—	239,240	133,401	20,290	105,839
工具、器具及び備品	209,158	36,469	251	245,376	113,390	33,934	131,985
土地	6,240	—	—	6,240	—	—	6,240
リース資産	63,416	48,742	10,040	102,118	25,556	20,999	76,561
有形固定資産計	516,382	86,884	10,291	592,975	272,348	75,224	320,627
無形固定資産							
ソフトウェア	2,152,437	449,127	175,766 (9,125)	2,425,798	1,462,524	437,905	963,274
ソフトウェア仮勘定	79,136	371,445	291,970 (35,075)	158,611	—	—	158,611
電話加入権	36,125	—	—	36,125	—	—	36,125
その他	38,980	—	—	38,980	18,285	574	20,694
無形固定資産計	2,466,680	820,573	467,737 (44,200)	2,819,516	1,640,809	438,480	1,178,706
長期前払費用	153,811	30,488	—	184,299	145,727	36,593	38,572

(注1) 「ソフトウェア」及び「長期前払費用」の「当期首残高」については、前期の期末残高から、前期において償却が完了したものを除いて表示しております。

(注2) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	チケットシステム開発費	440,842千円
リース資産	DB二重化 インフラ設備	48,742千円
工具、器具及び備品	分析システムリプレースHW	10,407千円
	新会計システム HWSW一式	8,693千円
	PC TOUGHBOOK 20台	4,720千円
	ロイヤリティプログラムHW	3,330千円
	株主総会支援システムハード一式	2,602千円
	ぴあキャラクター着ぐるみ：かえる	1,610千円
	Cognos TM1 HWサーバー	1,585千円

(注3) 当期減少額欄の()内は内書で、当期の減損損失計上額であります。

(注4) 「長期前払費用」の「差引当期末残高」38,572千円のうち、1年以内に費用となるべき金額は14,056千円であり、流動資産の前払費用に組替えて掲記しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	507,842	71,354	9,448	26,389	543,359
賞与引当金	162,000	196,000	162,000	-	196,000
返品調整引当金	303,000	311,000	-	303,000	311,000
役員退職慰労引当金	110,680	6,016	23,773	-	92,923

(注1) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び回収による戻入額であります。

(注2) 返品調整引当金の当期減少額の「その他」は、洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで															
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内															
基準日	3月31日															
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日															
1単元の株式数	100株															
単元未満株式の買取(注)1,2																
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部															
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社															
取次所	_____															
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額															
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://corporate.pia.jp/															
株主に対する特典	<p>毎年3月31日現在の100株以上所有している株主に対し、以下の特典を実施。</p> <p>①優待品目 優待品目は、チケットぴあギフトカード、オリジナルシネマギフトカード、オリジナル図書カードの3品目を以下の優待区分の金額の範囲内で、自由にお選びいただくことができます。</p> <p>②優待内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">株式保有期間</th> </tr> <tr> <th>2期以上(1年超) 継続保有の場合</th> <th>保有期間が 左記に満たない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末保有 株式数</td> <td>100株以上 1,000株未満</td> <td>5,000円分</td> <td>2,500円分</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>11,000円分</td> <td>5,500円分</td> </tr> </tbody> </table>					株式保有期間		2期以上(1年超) 継続保有の場合	保有期間が 左記に満たない場合	期末保有 株式数	100株以上 1,000株未満	5,000円分	2,500円分	1,000株以上	11,000円分	5,500円分
		株式保有期間														
		2期以上(1年超) 継続保有の場合	保有期間が 左記に満たない場合													
期末保有 株式数	100株以上 1,000株未満	5,000円分	2,500円分													
	1,000株以上	11,000円分	5,500円分													

- (注) 1. 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。
2. 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、単元未満株式の買取・売渡を含む株式の取り扱いは、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっています。但し、特別口座に記録されている株式については特別口座の口座管理機関である、みずほ信託銀行株式会社が直接取り扱います。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第40期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月24日関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書及び確認書

第41期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月9日関東財務局長に提出

第41期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月14日関東財務局長に提出

第41期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成26年12月31日）平成26年2月14日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

平成25年6月25日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(4) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第40期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月24日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月14日

ぴあ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉本 茂次	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村 剛	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	孫 延生	印
--------------------	-------	------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているぴあ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ぴあ株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ぴあ株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ぴあ株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

ぴあ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉本 茂次	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村 剛	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	孫 延生	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているぴあ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ぴあ株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。